

令和6年第4回玉東町議会定例会会議録

令和6年12月11日玉東町議会第4回定例会を議場に招集された。

1. 令和6年12月11日午前10時00分招集
2. 令和6年12月11日午前9時58分開会
3. 令和6年12月11日午後2時50分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	教育長	下地 哲雄
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	清田 善雅	町民生活課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健子ども課長	小島 隆一	会計管理者	大城戸 雅昭
教育委員会 事務局長	松永 敏	農業委員会 事務局長	岩川 康幸
福祉課長	清田 浩義		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	岡田 初音
--------	-------	---------	-------

-
10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問(5名)

3番 大城戸廣澄議員

7番 林和廣議員

5番 坂村勇治議員

6番 坂本和也議員

2番 功刀圭一議員

日程第4 休会の件

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

3番 大城戸 廣 澄

4番 狩 野 勝 次

開会 午前9時58分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

ただ今から、令和6年第4回玉東町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松尾純久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番、大城戸廣澄君、4番、狩野勝次君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松尾純久君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月11日から13日までの3日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日12月11日から13日までの3日間に決定しました。

町長のあいさつ及び提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） おはようございます。

令和6年第4回玉東町議会定例会提案理由並びにごあいさつを申し上げます。

本日ここに、令和6年第4回玉東町議会定例会を招集しましたところ、公私とも御多忙中にもかかわらず、皆様方の出席を賜りまして開会できますことに深く感謝を申し上げます。

はじめに、町政を取り巻く国の情勢について申し上げます。

11月22日に国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策が閣議決定され、28日召集の第216回国会において、経済対策の裏付けとなる「令和6年度補正予算」の年内早期成立を目指すとされています。この中で、低所得者世帯向けの給付や電気代、ガソリン代に対する補助などの物価高騰対策に加え、地方創生の取り組みを支援する交付金の創設といった施策が盛り込まれています。

また、いわゆる「103万円の壁」については、来年度の税制改正の中で議論し引き上げる方針が示されました。このことは、所得を増やすという点では意義があるものと考えますが、引上げの仕方によっては大きな減収につながり、我々地方の財政運営への影響が懸念されます。

国の動向が地方の予算編成に与える影響は非常に大きいものがございます。今後も国の動向を注視し、町民の皆様の生活、地域経済にスピード感を持って対応できるよう、引き続き情報収集・調査を行い、有効的に活用し適切に業務を執行してまいります。

続いて、町政諸般について御報告申し上げます。

5月7日から新庁舎で業務を開始し、7か月が経過しました。現在は、旧庁舎が解体され外構・駐車場整備を行っており、今月中には完成する見込みでございます。外構・駐車場整備が完了しますと、来年1月下旬には、1階あるまちモールに肥後銀行玉東支店が移転いたします。町民の皆様にとって、使いやすい、寄りやすい庁舎にまた一步進化いたします。

来庁者の皆様には不便をおかけしておりますが、工事が終わるまで何とぞ御理解くださいますようお願いいたします。

また、次に、11月29日に開催された「第5回木葉駅ピアノコンサート&駅前イルミネーションヒカリノコノハ点灯式」についてであります。

今年で5回目の開催となる本イベントですが、今回は開会直前に雨が降り出し、来場者が少ないのではないかと心配しました。しかしながら、時間になると雨はやみ、会場はたくさんの来場者で埋め尽くされていきました。恒例となったウクライナカラーのツリーをはじめ、素晴らしいイルミネーションを商工会青年部と職員が協同で作ってくれました。

今年ピアノコンサートに一般出場者を募集しましたところ、町内の小中学生や町外からの参加者合わせて4人に演奏していただきました。町内の小中学生の演奏があるということで、学校の友だちをはじめ子どもたちの来場がとても多かったように感じました。コロナショックの中で始まったこのイベントは、地域コミュニティに目を向け、その魅力に気づく機会という側面もあると私は考えています。

今年のコノハは、地域の魅力に気づき、地域に対して貢献したいと思う気持ち、「シビックプライド」が子どもたちの中で育まれる良い機会となったように感じたところでございます。

それでは、本議会に提案します議案の概要を説明いたします。

議案第63号は、「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行う必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

議案第64号は、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行う必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

議案第65号は、「玉東町ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について」

であります。

玉東町ふるさと・水と土保全基金は、基金を設置し、その運用益を土地改良施設の機能維持等の事業に財源としていましたが、近年の低金利では運用益が見込めないことから、土地改良施設の機能を適正に発揮するための財源として、基金を処分できるようにするため、この条例を制定しようとするものでございます。

議案第66号は、「玉東町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の制定に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を改めることとなったため、この条例を制定しようとするものでございます。

議案第67号は、「令和6年度玉東町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。

当初予算編成後に生じた事由に基づく新規事業、燃料価格の高騰による各公共施設の電気代等の補正、人事異動等に伴う人件費の調整、前年度の事業実績による国庫補助金等の精算に伴う返還金、ふるさと納税事業など、既定の予算総額に1億6,748万3,000円を追加し、53億5,759万7,000円となります。

議案第68号は、「令和6年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

保険給付費等交付金の過年度精算による返還金や給付費の増、人件費の調整など既定の予算総額に3,927万1,000円を追加し、8億1,916万1,000円となります。

議案第69号は、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」であります。

熊本県市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和7年3月31日をもって山鹿市が脱退することに伴い、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

以上、簡単ながら、本議会に提案いたします議案の要旨について説明申し上げましたが、詳細につきましては、主管課長より説明がありますので、十分審議をなされまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由並びにあいさつといたします。

○議長（松尾純久君） 町長のあいさつ及び提案理由の説明が終わりましたので、これから議事に入ります。

日程第3 一般質問

○議長（松尾純久君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） おはようございます。

質問1問目ですが、新庁舎1階のテナント誘致について。

5月7日に開庁し、役場の通常業務をされているが、9月議会の答弁で、テナントは来年2月

に銀行もオープンし、その時期までは商店を誘致したいと言われたが、現在の状況について伺います。

町長に、町長選挙について、7期目の出馬ですが、後継者はいつまでもつくりませんか。

次に、町内買物券は町長選挙直前の7回目の実施について、町民の人たちの反応はいかがですか、町長に伺います。

よろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

1番目の新庁舎の1階テナントについては、担当課長より答えます。

2番目の町長選挙については私が答えます。

3番目の買物券については、担当課長より答えます。

まず、2番目の町長選挙、令和3年1月、前回の選挙で、集大成として6期目の舵取りを担わせていただきました。早いもので任期も残り41日となりました。この間、未来に残せるまちづくりに全力で取り組み、若い世代から高齢の世代の方の理解と御協力により、住み良い町の基礎づくりができつつあります。しかし、小学校統合、小中一貫の教育体制づくりや福祉事業のさらなる充実、農業経営体の強化など残された課題も多くあります。

議員御質問の後継者についてですが、常にこのテーマは頭の中にあります。この任期の間、私の意思を継承してくれる適任者数人に対応しながら探していましたが、仕事の関係や家庭の環境、年齢を考慮していきますと、なかなか適任の人が見つからず任期を迎えることになりました。

そのような中、もう1期頑張りたいとの思いで、9月の議会定例会の中で7期目の出馬を表明させていただきました。今後も未来につなぐまちづくりに全力で取り組みながら、後継者についても、私も後継者になりたいという強い意志を持った人物を探し、まちづくりのバトンを後継者が見つかりましたら、本人からおそらく表明があると思っております。

あとのテナントと町内買物券の担当課長より答弁させます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、3番、大城戸議員の御質問にお答えします。

本年4月15日に竣工を迎えた玉東町役場庁舎1階に、民間テナント受け入れスペースを設けた理由は、官民複合施設とすることで、単に老朽化した役場の建て替えにとどまらず、庁舎建設を契機として、さらに町の発展を図るための判断でございました。そして、その判断の経緯には、過年度実施した町民アンケートにおいて、町民の皆様が、町内の店舗不足に対して不満を抱かれていたことが理由としてあげられます。

また、官民複合施設としたことで、行政機能のみの建物では得ることができなかった内閣府の補助金を受け入れることができ、財政的にも有利な整備ができております。

以上、判断の経緯や財政面での利点があったという前提をお伝えしたうえで、議員がお尋ねのテナントの入居状況について答弁申し上げます。

まず、テナントの候補に関しましては、令和6年1月24日から金融機関と飲食料品小売店に限

定した募集を行いました。その結果、金融機関に関しては、株式会社肥後銀行から応募いただき、令和6年4月30日に開催した民間テナント事業者選定委員会の審査を経て、入居が決定いたしました。既に肥後銀行とは町有財産の貸付契約を締結済みで、現在令和7年1月27日のオープンに向けた内装工事が進められているところであります。

残る飲食料品小売店につきましては、現在随時受け付けという形で受け付けを行っておりますけれども、今のところ応募が得られていない状況であります。この要因を探るために、これまでに飲食料品小売業を営む複数の事業者の声を聴取いたしました。主に次の3点の意見をいただきました。

1点目は、熊本ではTSMC効果による大幅なパートアルバイトの賃金上昇が起こっていることもあり、出店に伴う新たな人材確保が困難であること。2点目が、店舗売上で経費や町への貸付料を払うだけの経営ができるか不安視されること。3点目が、入居に伴い、引っ越し費用や内装工事費用といった初期費用がかかることでございます。

以上3点申し上げましたが、2点目の課題となる町への貸付料については、当初3年間は半額という措置を講じております。また、3点目の課題として申し上げた入居に伴う初期費用の緩和策として、1平米当たり1万円を助成する入居支援金を創設しております。これらの入居を促すための対応策については、先般の9月議会の場でお伝えし、議員の皆様にご承認をいただいているものであります。

そして、この二つの対応策を設けたことで、当初公募時と比較すれば入居しやすい状況ができておりますので、改めて複数社に入居を検討していただくための案内文を発出したところでもあります。

なお、庁舎建設事業の進捗としましては、まだ外溝工事が完成しておりません。12月末に竣工予定で進んでおりますが、庁舎前の駐車場が完成し、年が明けて肥後銀行の営業がスタートすれば、今とは一転した雰囲気になると確信しております。そうなることで残るテナントへの入居需要が高まることを期待している次第であります。

議員御指摘のとおり、入居がすぐに決まらないことへの御懸念の声があることは十分承知しております。しかし、前例を申し上げれば、オレンジタウンも10年かけて完売いたしております。あのときも最初は失敗だったのではないかというような御懸念の声をいただいておりますが、今となつてはあの事業を失敗という人は誰もおりません。このことから、まだ1年にもならない今の時点で、成功とか失敗とかいう事業評価はできないという点を御理解いただきたいというふうに思います。もちろん町として今後より一層のPRを図り、町民の皆様の満足が得られる事業者の入居をかなえることで、この町のさらなる発展に繋げていく考えであることを強調して答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 3番、大城戸議員の買物券、町民の人たちの反応について回答いたします。

第7弾の町内買物券については、これまで第1弾から第6弾まで、地方創生臨時交付金等の国

の交付金を活用しながら、事業の実施を行ってきました。第7弾におきましては、9月の定例議会で吉住議員の一般質問において、物価高騰に苦しむ町民のために今年度も実施してほしいとの質問があり、その中で、町長の答弁で、「財政と相談して実施について考えたい。実施したいと思っている」と答弁されました。また、物価の高騰が止まらず、賃金の上昇が追い付かずに困っている多くの町民の声をいただいていたこと、年度内に事業の清算事務を終わらせるためのスケジュールを考えた結果から、財政と協議をして、財源については問題ないとのことから、10月の臨時議会に提案し、承認されたところでもあります。そのあと11月22日の政府の臨時閣議で総合経済対策が決定され、国においても物価高騰対策に重点支援されることとなり、第7弾の買物券事業についても地方創生臨時交付金を活用できる見込みとなっております。

第7弾の町内買物券についての町民の反応につきましては、食料品、日用品、光熱費と生活に欠かせないあらゆるものの値上げが止まらず、また、今年度は主食の米類が前年10月比58.9%上昇し、町民の家計を苦しめているため、町民から今回の買物券はありがたい、助かるとの多くの声が聞かれています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 最初の質問部分のテナントの件ですが、テナント料を今、テナントが入らないので、今の状況ではちょっとテナントが入らないということで、テナント料を下げるといって言われましたが、テナント料は最初ですね、はっきりと示されております。それほどのくらい、今までからどのくらい下げられているかちょっと示してほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 先ほどの答弁で申し上げましたけれども、一応3年間ですね、貸付料については半額にするということで申しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 今年の3月議会でですね、ある議員の質問で、町長の答弁がですね、家賃設定は基準単価と近隣の今の賃貸料をみて設定したもので、心配されなくてもよい。基準単価というのは行政が決めていかなければならない、その判断をするのは議会であるから、そこに立ち入ってもらうと困る、越権行為になる、考えていただきたい、そういうことを言われ、町長はですね、認識が本当に、行政職員と町長の立場はですね、そういうことですよ。

あのですね、町民の財産と貴重な財源で、事業と予算を本当に計画を綿密してからやっと事業それが認められて事業が進んでいくわけで、町長は認識しておられます。この計画からですね、この変更する、下げるということはどういうことかということですね、貴重な町民の税金から、その財源から変更するということはどういうことかというのは、本当に分かっておられる答弁でした。それでもされるということはどういうことかということですね。これもですね、この●●●このテナント料の調査とか、あるいはコンサルタント料の多額な予算をかけてですね、

調査をされているんですよ。噂によるとですね、この調査もですね、町長の同級生の方がされたということも噂で聞いております。

それは別としてですね、こういう現在も入り手がないから下げるということはですね、テナント料を下げるということは、今後の町の財政運営に影響しませんか、お聞きします。

○議長（松尾純久君） ちょっとその前に確認とききます。同級生がうんぬんというのはそうなんですか。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問に答えます。

大城戸議員は同級生と思われておりますけど、私の同級生はコンサル業ではありません。同級生に判断をあおいだんじゃない。これは別個のコンサルタントと申し上げます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えします。

先ほどもですね、答弁で申し上げたんですけれども、貸付料を下げた要因としましては、まずもって第一義に考えるのが、入居をできるテナントに入ってもらおうというのが第一だと思っておりますので、その中で、町内の複数業者にですね、いろいろヒアリングをした結果、やはり貸付料が高いことがネックになるというお声をいただきましたので、そういった背景もありまして、今回貸付料を3年間に限ってですね、下げるという判断に至ったところです。

なお、財政上ですね、大丈夫かというような御心配の声ですけれども、財政上についてもですね、心配はないというふうな認識をいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 私は、貴重なこの予算をですね、有効に使うのが町の運営をしている事業をしていく中でですね、大きな事業がですね、計画どおりにいかない。13年でこの家賃でとって、14年目からはプラスになっていくという最初の計画で、町の将来の運営について、その予算を目当てにして予測して町を運営していくはずだったわけでしょうが、それが計画どおりにいかないということだったらですね、こういう大きな事業でですね、会社は倒産しますよ。それですね、もしですね、このテナントが入らなかったときには、国からの2分の1の予算をもらえる予定になっておりますが、入らなかったときにはこれはどうなるんですかね、国の補助金に対しては。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 国の予算ですけれども、1階部分につきましてはですね、先ほど言ったように内閣府の補助金が2分の1入っております。ただこれがですね、結果そのテナントの入居がなかったとしてもですね、国のほうに返還することはあり得ないというふうに認識しております。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） それはどうでしょうかね、それはですね、計画どおりいかにして国の補

助金をですね、返さんでよかったですね、もしですね、そこに3億円かけて、国の補助が1億5,000万もらって、もう●●●できませんでした返さんでよければ、最初から計画的にですね、テナントの計画で申請して、会社のオフィス事務を入れて家賃をもらって、どこでんそういうことしますよ。それはそれでですね、今の答弁でもう確実にそうですかというとはちょっと私、分かりませんが、私はそう思います。

次に進みます。それではですね、町長は今までですね、こういうことを言われています。役場庁舎にスーパーを入れて、災害用の備蓄をしなくてもよい、ちょっとですね、なんていうかですね、軽い考えで私、災害用の備蓄をするんだっただけですね、米の保冷庫の大きいのをですね、30万ぐらいの保冷庫を2基ですね、備蓄する場所はですね、ふれあい福祉の里、公民館、町の施設いっぱいあります。役場の庁舎も2階から3階に食料品とか災害の備蓄をですね、そういう発想で2階を3階にしたとかですね、ちょっとですね、考えられないことですが、それから208号線は1日交通量が2万3,000台走っているから、その国道沿線で有利だからとか、ちょっとですね、一般の考えならどういふ発想かということで、そういう発想ですね、庁舎を建設されておりますが、それからですね、ゆめ・ステーション・このは、これ道の駅計画で多額の町の予算で建設費が●●●今も町から多額の補助金を出している運営している、そういう現状で、それをですねやっぱり考えてテナントなんか考えて普通するでしょうが、それをですね、町民の人たちの要望書が出ているんですよ、1人じゃなくて何人からでも。あのですね、玉東町にはスーパーが3店舗あります。コンビニが2店舗あるから、もう店は必要ない。アンケートでとられたとはずっと前のアンケートで、役場の庁舎が建設計画されるときに、もう変わっているんですよ。だから私が店は必要ないと言ったも、●●●ました。

そういうことですね、今現状、計画ずっと遅れてもおります。遅れるじゃなくてまだ決まっておられませんよ、1階の状況が。そういうことでテナント計画は見通しが甘かったのではないですか、町長、お願いします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 3番、大城戸議員の御質問にですね、一つだけアンケートについて追加の情報をお伝えしたいと思います。

現在ですね、デジタル田園都市国家構想、新しい総合戦略の策定を行っております。今年9月から10月にかけてですね、アンケートのほうを実施しております。そのアンケート結果をお伝えしたいと思います。いくつか設問があるんですけども、町民の方と、それから中学生と二通りですね、アンケートをとっております。

その中の設問で、まちづくりについて、玉東町の買い物環境が整っているかどうかという設問をつくっております。それに対して、一般の方の回答で、非常に満足していると回答した人が9.3%、一方非常に不満、そして不満と回答した人が41%という結果であります。

また、まちづくりに求めるものとしていくつか選択肢があるんですけども、その中で、買い物環境の向上と答えた人は49.8%の方が答えております。回答数では第1位となっております。また、次代を担う中学生の子たちにも同じような質問をしております。まちづくりについて、玉

東町の買い物環境が整っているかどうか。中学生の回答として、満足しているという回答した子は12.9%、一方満足していないと答えた人たちが39.4%です。そしてまちづくりに求めるもの、買い物環境の向上と答えた子どもたちは68%の子たちが答えています。これはダントツで第1位でした。

以上●●●。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

私がまちづくりをやっているのは、今をまちづくりをやっているんじゃないんです。明治の先人が木葉駅をつくった。この先人は100年、もっと先のことをですね、玉東町が発展していくであろうと、そういう思いの中で木葉駅をつくったんじゃないかなあと。駅をこっちに引っ張ってきたのはですね、明治の先人の考えではなかったかなあと。将来この町が未来に残せるように、発展してくれるように願ってつくったんじゃないかなと、私もそういう気持ちでまちづくりを進めているわけです。

商店が今は要らないと言われますけど、10年、20年後、果たしてそうなるでしょうか、そのことを考えて商店をつくっていかなければならない。そして備蓄用の食料品が、2年ぐらいしか備蓄はできませんので、そういうことをやらずに、スーパーが入っておればできますので、そういうことも考えながら進めてきたわけであります。そのことを理解いただければと思っております。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 企画財政課長のそのアンケートの結果はですね、それは聞いておりますが、その後ですね、ずっと変わっていくもんですから、それで町長も今、言われましたけれどもですね、実際テナントが入ってもですね、問題は町民の人たちが買い物に来るか来ないかということまで考えてですね、実際今ですね、テナントが入るか入らんかで一生懸命されていますけど、私はですね、結局はテナントが入る入らんは別として、町民の人たちが買い物に行くか、これがですね、庁舎が町民のためになるかということが問題であって、私は今、聞いた限りでですね、ああ、できたら買い物に行くばいっていうことは1人も聞いていません。なあんあがんとこに行くなっていう、そういう意見いっぱい聞いております。そういうことでですね、多分ある程度ですね、そのへんをよんでですね、大事なことはそこですたい、町民のためになるテナントか庁舎かということです。

町長がですね、令和4年の9月議会でですね、町長の答弁のこれが言われとつとですよ。テナントが来なかったらどう利用するか考えている。それを言うと大城戸議員は違った方向にされていくから、ここでは言えない。あなたに言うときは慎重に言わないと、言われているんですよ。ちょっとこれをお聞かせください。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問に答えます。

先ほど企画財政課長が答えております。1年で判断するのは早計だと。やっぱりオレンジタウンこれも造ったときも、最初は大丈夫かと言われました。しかし、あのオレンジタウンが起爆剤

になったんです。オレンジタウン、そしてサクラハイツ、サクラタウン、シルクタウン、横町住宅、助吉の住宅、今度はまた役場の横に宅地造成をやります。そういうことですね、長い目で見なくちゃいけないので、短時間で見たらだめなんです。やっぱりまちづくりというのは、長期●●●の中であつていかなければすぐはできません。道づくりもすぐできるわけじゃないんですね。そういうことでそういう点を理解いただければと思います。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町長はですね、将来長い目でと言われますけど、人口が減少しているんですよ。しっかり頑張ってもですね、しかしですね、やはり●●●減る、もしかするとですね、やり方次第では少しずつ増えるかもしれませんが、しかし極端にそういうことはありませんのでですね、長か目ということですね、玉東町ですね、玉東町にですね、玉東町公共施設等総合管理計画というものができとつですよ。職員の方も1回は目を通したら●●●ですよ、これはですね、一応40年先を見越した計画ですよ。これ10年おきに見直していくということで、これに●●●あつたですよ、あのですね、本町が保有する公共施設等の現状を●●●が把握し、人口問題、財政問題、公共施設等の質、量、問題等の観点から、評価を行い、本町の特性、まちづくりに関係したうえで、公共施設等の長期的な管理を、これをですね、うたっているのですね、今、町長が先のことをと言われますけど、全くですね、ぶらっとぎょくとう、ゆめ・ステーション、今度役場の庁舎テナント、テナントをですね、こういう状況なら2階建てで事務だけなら役場庁舎としてしっかりと起動する町民のための庁舎ですが、こういう計画も全く町長がさっきんごて口先だけで言われますけれども、反映されていないですか、お聞きします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

銀行が入りました。なぜ銀行が入ったと思われませんか。銀行は統廃合を行っております。河内支店がなくなりました。次に計画にあがるのは玉東支店だと私は考えたわけです。その中で銀行がある町ない町、これはだいぶ違います。そのことを考えて庁舎に銀行を入れなきゃいけないと、そう判断したわけです。長い目でみれば必ず成功に導けます。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町長は銀行が入るようになったということと言われますけどですね、私は役場の庁舎を建てて、町民のためになんか庁舎ばということを知っているんです。銀行が入って良い方向に言われますけどですね、この前も私、言ったんですけど、銀行はですね、1回通帳を銀行で作ればもう銀行に行く必要はありません。出し入れもコンビニでATMでできます。そういうことで多分銀行は、肥後銀行は入っても、まだ銀行としての●●●図られて利便性も落ちて、町民の人たちは1日何人来るでしょうかね。もうせいぜい2、3人とか、役場職員の人たちが小遣い銭を出し入れする分ぐらい、ATMでするぐらいのことだろうと私は思います。誰でも分かりますよ。普通の一般の人たちも銀行に行くか行かないということは、そういうことですよ。町民のためになる庁舎かということが一番大事なことであつて、役場には必要なときに行政事務をされている、必要なときに役場に行くのが、町民の人たちが、そういう利便性がいい

い庁舎は、1階の窓口にそういう住民課とか税務課とか、どこでもそういう施設です。

この前、私はこの庁舎は熊本県で一番新しい庁舎で一番利便性の悪い庁舎と言いました。実際そがんですよ。あのですね、ちょっと先がありますのでまだ質問したいんですけど、先ほど町長が言われましたように、なんか隠している、テナントの代わりに何か隠しておられる何かあるかなあということを知ったんですよ。実際言っておられんですよそのときは、しかし、もうほかに言っても来るところは多分ないだろうと思うから、もう町長は言えなくて、まあできなかったと思いますのでまあいいですけど。

それではね、次にいきます。次の質問の2番ですね、町長選挙についてですたいね、町長は先ほど、後継者の問題は、見つからないからというような答弁をされましたけどですね、前回の4年前も新人が出られた。今回も新人が立候補されておられます。それで新人が見つからない、町長の言うこときく新人はそらあ見つかっておられないかもしれませんが、●●●町長はですね、今までの囑託員会議とか公的な会議ですね、次は若い者に後継させるて、そう言われておられるのに、後継者がいないと言われ、今期、今の期でつくりたいと思ったけど現れないということで、しかし、今度新人が出馬する人は、町長にずっと青年部長として支えてこられた人が出馬するのに、後継者はいないということはおかしいのではないですか。町長、お願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 後継者というのはなかなか難しいです。私の後援会がみんな推してくれるような後継者でなくちゃいけないと。絶対に選挙に勝たせないかと、そういう要件もあります。なかなかですね、立候補の表明をしてくれなかったから私がこうやって表明したわけです。後継者については、大城戸議員が心配されなくても立派な後継者が出てくると私は思っております。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町長は今、後継者つくるなら立派な後継者をつくりたいと思うというような形で今言われたと思うんですが、町長はですね、私、直接聞いていないんですけど、何人からの噂ですと本当だろうと思いますが、町長はですね、5期目のとき、これが最後、6期目のとき、今回が最後の集大成だと言われましたそうです。それでですね、今、町長は6期目ですね。6期目のですね、長い町政運営をされてきてですね、達成感を未だ持っておられないのではないかと私はちょっと思うんですが、もう町長は6期目で、5期目はですね、箱物造りに専念されました。私もちょっと議会としてですね、そのあたりは認識しておりますので、それでですね、いくつかですね、町長としてはですね、ひとつ多額の予算を注ぎ込んだ駅前今の現状の状況ですね、それからサテライト誘致で行政区の混乱をまねきました。まだ実際私も山口区で解決しておりません。稲佐区も解決しておりません。知らない人もおられますけど、かなり混乱しています。何が原因かという、町長が一番近いところに関係されておられます。

それとですね、町長自身の報酬アップで、議会で2回上げられましたけれども、町長の報酬アップは2回で議会で否決されております。それから役場庁舎も先ほどから質問と答弁がされましたように計画どおりに進んでいない。町長はもう今、6期目を終えることになりましたが、満足さ

れない達成感がなく、勇退できないのではありませんか。

あのですね、一昨日新聞にですね、長洲の町長選について載っていましたが、皆さん方も見ておられると思いますけどですね、ここに回答あります。長洲の町長はですね、4期16年間振り返り、町の問題解決に見通しがつき一定の成果が得られたと総括して、若い世代にバトンを渡し、発展に期待したい、こう述べられて勇退されます。

だから町長にちょっとお聞きしますけど、町長は6期24年間、今も務めよられますけれども、満足されない達成感がなく、勇退できないのではありませんか。お聞きします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えしますけど、大城戸議員は大城戸議員の思いでいいです。私は私の考えでいっているわけです。達成できていないんじゃないかということはですね、私もある程度頑張ってきたなと思っております。

給料についてはですね、私が町長になったときは83万2,000円だったと思います。それから合併を見送ったもんで20%カットしたんです。そして財政再建をやってきたわけです。未だそこまでは戻っていません。4町からはですね、やっぱり私が上げなければ上げにくいと、そういう話も聞きました。今の物価高騰、社会情勢、そのことを踏まえて報酬等審議会に打診をしたわけです。報酬等審議会が答申をした結果があの給料の案ですね。それを皆さん方は否決をされました。それはそれとしていいです。私もそれなりに頑張ってきたんじゃないかなと。結果はですね、やっぱり町民の方が出してくれるんじゃないかなと思っております。

以上答弁します。

○議長（松尾純久君） 大城戸議員、趣旨がね、後継者うんぬんのお尋ねですから、町政運営については先ほどもあったように、後継者のうんぬんは通告書別ですので、そのへんを逸脱しないように質問してください。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 今ですね、後継者問題で聞いているんですので、町長もですね、それを主に答弁をして私もほしいんですけどもですね、そういうことで後継者に譲れない、そのあたりをですね、どうしてかということは、今、仕事をして満足されていないから譲れないということが一番だろうと私は思って聞いているんですけど、それで町長は、大事なことはさておいて、自分の報酬アップについて、やはり町長は金かなあとということが、私が聞けばですね、後継者をつくらないとは、町長は金が目的で、まだ上げたい、もらいたいから、町長はまだまだ続けたいというほうに、私は後継者問題を聞いている中で、町長がどういう答えをされるか聞いていますよ。

それですね、本当に普通は今、長洲の町長の件を紹介しましたけれども、本当に町長として仕事をされるなら、できるなら、目標を持って首長は仕事をされませんか、町の運営予測をして、それで本当に成し遂げたか。大体3期を目途に仕事をされて、どうでもできなかったということで、4期目で成し遂げる、それが勇退が普通、そういうことで、それで後継者をとということで、しかし、そういうことから優秀な後継者がいないということは、町長が自分で優秀な後継者と思

うて務められるという判断で、ということは、町長は好きなというか、自分に合う後継者ということですが、しかし、もう6期、7期になればですね、大丈夫ですか、町長、ちょっと私がきつく言いよるけん町長咳こみなつとでしょう。だから、町民の人たちは、優秀な若い人が立候補するならということで、本人も周囲も応援ばして立候補されているんですよ。それで先ほど言いましたように、今回は特に町長を支えてきた青年部長で、してこられた人が立候補されるということで、我々の知らないところで若い人たちは、担ぎ上げた新しい新人の立候補ですよ。それで町長が、大丈夫ですか町長。

(議長、ちょっとトイレ休憩よかですか。)

(まだ質問の途中だけんいかん。)

(それでも聞くあれがなかでしよう。)

大体選挙戦の終盤になっているんですけど、町長はまだ現職であって、優秀な若い後継者がいないということで、いかなものかて私は思うんですが、町長の優秀な後継者ていうとはどういう人かちょっと聞かせてください。

○議長(松尾純久君) 町長、前田移津行君。

○町長(前田移津行君) 3番、大城戸議員の質問に答えますけど、大城戸議員に後継者は答える必要はないです。大城戸議員が言うようにですね、後継者を誰にするかなんて私からは●●●ます。

○議長(松尾純久君) 後継については、片一方はつくる、片一方は●●●、そういう問題で平行線ですからまとめてください。

3番、大城戸廣澄君。

○3番(大城戸廣澄君) 分かりました。後継者をつくるということに対して、自分の給料は何万だったからというそういうことを言われますのでですね、その自分の報酬、それをなんか主に思われるかなあてちょっと私、思いました。これはちょっと終わりますので、最後の買物券について移りますけど、最後の買物券について。

(はい、どうぞ。)

買物券はですね、この前の9月議会で町長はですね、町長言われたんですよ答弁で、町長はですね、前回の町長選のときばらまきと言われたので、より慎重に今回運ばないといけない、最終的に財政と相談しながら●●●考えていただきたい、その後10月15日に可決されました。財源について先ほど心配ないと言われましたが、財源について伺います。

○議長(松尾純久君) 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長(西浦仁敏君) 買物券事業第7弾は、10月の臨時会において説明して承認いただいたものです。財源につきましては、事業費が五千なんぼ●●●まして、そのうちの半分をですね、ふるさと納税寄附金基金を充てております。残り一般財源というような財源内訳でやっております。

以上です。

○議長(松尾純久君) 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君）　そういうことでふるさと納税に頼った財源で、一応財源は●●●やっぱり、会社はなかなか簡単にできませんけど、行政はどうか財源これつきますけど、それで財源についてですね、私ちょっと●●●で調べて、隣の和木だけ一つだけ確認したんですけど、玉東町はですね、今の9月議会の玉東の町の現況はですね、町債が30億4,000万、基金が33億6,000万ということで、差し引きの3億2,000万円のプラスということで、9月時点ですね、そういう状況、隣の和木町はですね、町債が84万3,000万、基金が98億6,000万ということで、差し引きの14億3,000万プラスということで、和木と比べた場合に、玉東町は3億2,000万のプラス残っているということで、和木は14億3,000万残っているということで、11億ぐらい和木のほうが貯金を持っているということから、隣の南関とかそういうところはまだ基金が私はあるだろうと思います。聞いておりますので、調べておりませんが、そういうことで、和木と比べても財政心配ないと言われますけど、どこでも余裕持って基金は積み立てている中で、いよいよないじゃないですか、お聞きします。

○議長（松尾純久君）　町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君）　3番、大城戸議員の質問にお答えします。

大城戸議員は心配ばかりしますけどね、そんなに心配せんでいいんです。合併前、40億の借金があったんですね、それが30億になっとじゃないですか。基金13億5,000万、それが33億じゃないですか。基金は積み立てて借金は減らしておるんです。それで庁舎もでき、アベニール木葉も駅のエレベーターもできたんですね。そういうことを考えれば、町が発展しているということを確認してもらいたい。やっぱりよその町から見れば、玉東町はいいですねという声がいっぱいあるんですね。我が町を誇りに思っていたきたい、そのことを私はお願いして答弁いたします。

○議長（松尾純久君）　3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君）　それですね、財政は心配いらぬということをよく言われますけどですね、中身はですね、今、町長がちょっと言われましたけど、それだったらですね、そのあたりをですね、私たち議会にもですね、ちょっと書類でも作ってはっきりとその流れをして、9月議会に出たんですけども、実際現状は隣の町からすると財源的に劣るということですから、そのへんをですね、自覚してもらって、貴重な財源の予算で町の運営をしていくうえで、大丈夫、大丈夫と言うだけで、どれだけ大丈夫かということがですね、重要であって、町民の人たちはそのあたりが分からないんですよ。それですね、いっぱい住民サービスをしているから玉東町は良い良いだけじゃなくて、やっぱり財政がどうかということが非常に大事なことであって、財政をジャンジャン使って良いことばかりするならですね、わあ玉東町はよかろうというふうになりますけれども、問題はこの貴重な税金で、財源、財政、そのへんをですね、しっかり町民に言って示して●●●ということで、時間ですので次に進みますけど、次は商品券ですたいね、商品券についてはですね、商品券は今、そういうことで、商品券はそういうことですので、その商品券についてですね、

（商品券じゃない買物共通券、正式な名前で言ってください。）

はい、買物購入券ですかね。

(買物共通券。)

買物共通券は10月15日臨時議会でですね、決まりましたけど、何でも決まったことはですね、庁舎にしても買物券にしてもですね、議会が半分以上、我々が責任はあります。責任はあったうえで質問をしているんですよ。それでですね、良い悪いは別として、私も質問しながらですね、議員としての責任があるということで質問をしているんですけど、しかし、やっぱり町民の声ということで私は発言をしているんです。

あのですね、私はですね、10月15日に言っているんですよ、私はこれについてはですね、いかなものかということで反対しましたけれども、町民の人たちはそーん喜ぶ人がいっぱいおられます。それ知っています。その中でですね、私は15日に言ったのはですね、支援するならば子育て世代の支援が必要であり、町長選の影響もいづらか少ない入学や進級、就職等の時期の3月実施がよいのではないですかということで修正をちょっとお願いしたんですよ。しかし、もう可決されて、12月1日に券の配布がもう済んでおりますけど、それで町長にちょっとお聞きしたいんですが、この事業はですね、町長選の直前であり、町民の多くの人たちも町長選をにらんだ配布と言われております。町長自身も今までばらまきと認識したうえで、配布だったのではありませんか、町長にお聞きします。

○議長(松尾純久君) 残り時間がありません。答弁者も発言者もまとめてください。

町長、前田移津行君。

○町長(前田移津行君) 3番、大城戸議員に何を言っても通じないかと思っておりますけど、ばらまきと私は思ったことはない。これはですね、12月に、年末にですね、みんな物入りなんですね。みんな喜ばれているのはそこなんです。子育て支援というのは国の制度で、第1子が1万、第2子が1万、第3子から以降3万ずつというて、子育て支援もですね、ちゃんとやられております国が。この買物共通券というのはですね、町民みんなにですね、財政が許す中でやっているわけなんです。皆さんがこの物価高騰に対してやっぱり心配されております。そういう中で毎年続けてきたわけですから、今回初めてやったらですね、選挙前のばらまきと言われるかもしれん。しかし、この時期に毎年続けてやっているから、そのことを理解していただきたい。

○議長(松尾純久君) もうありませんよ最後にしてください。時間がありません。

○3番(大城戸廣澄君) 先ほど言いましたようにですね、町長は9月議会で言われとつとですよ、議員のこの事業をですね、いかなかなという質問に対して町長は言われとつとですよ。この事業は、前回の町長選のときばらまきと言われたので、今回は慎重に運ばないといけないという、町長自身がこの議場で言われているんですよ。だから町長が今言われたのと食い違うから、実際ここで前回言われて、今日は今日でコロコロ変わって言われてもいいんですけど、実際言われているんですよ。だからですね、時間がなくてちょっと、もう質問はしませんけれども、最後にひと言ぐらいで時間で終わりたいと思いますが、あのですね、今回も一緒ですけど、前回の町長選のときはですね、投票日の3日前になってですね、突然、議会のその前に可決をした事業ではあるんですけど、黙って、投票日の3日前になって町長がですね、いきなり1万円配布を言い出されましたので、今回は正々堂々と選挙をしていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 一般質問を始めます。

ライドシェアについて。定期路線バスの運行廃止や町内在住のタクシー会社もなくなって久しい。町運営のバスでかなりカバーはできてはいるが、高齢者の自宅近くでの乗り降りや緊急時での対応は難しい現状だが、やはり住民の細かな足代わりとしての要望は多い。ライドシェア制度に対してどう考えられますか。

町政報告会について。各地区巡回で行われている町政懇談会がなされて、町民との対話を重視されているが、聞けば参加者が少ないとのこと。現状とその課題は、今後の取り組みについて発言をお願いします。町長に対してお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

ライドシェアは確かに●●●ですね、しかし金がかかりすぎます。町では福祉バス、無料バス、これを今、以前と比べて利用しやすいようにしております。ただ、足の不自由な人の玄関までの迎え、これも大切だと思っております。

それから、町政報告会についてはですね、やっぱりなかなかですね、マンネリ化したといえますか、囑託員会議の中では、以前、もう辞めた方がいいんじゃないかという声もいただいております。しかし、この少ない中にもですね、いろんな意見が出てまいります。そのことがやっぱり一つでも二つでもつながっていけばいいなあということでやっております。若い人が出席できるような時間帯というのにも必要かもしれませんが、その時間帯というのはなかなか難しいのが現実であります。合併問題このときはですね、満杯になっとったですね。その大きな問題があるときはですね、皆さん関心持って来られますけど、今は平穩に●●●あんまり興味がないのかなと思っております。担当課長より詳しく説明をいたします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7番、林議員のライドシェアに関する質問についてお答えいたします。

議員お尋ねのライドシェア制度については、自家用車を活用した有償運送を提供する仕組みであり、本年4月に大幅な制度改正がなされ、現在は日本版ライドシェアと公共ライドシェアのいずれかに分類されるものであるため、まずもってそれぞれの制度を簡潔に説明申し上げます。

まず日本版ライドシェアから説明申し上げます。

これは国の許可を受けたタクシー事業者が事業主体となるもので、一般タクシーが不足する地域や時間帯を明らかにし、その部分に限って地域の自家用車、一般ドライバーを活用した運送サービスの提供ができる制度でございます。

次に公共ライドシェアについてですが、バス事業者やタクシー事業者といった民間の公共交通事業者での運動手段を確保することが困難な場合に限り、市町村やNPO法人などが自家用車を活用して提供する有償の旅客運送となります。どちらの制度も有償の旅客運送であり、まずは民間のバス事業者やタクシー事業者が不足していることが制度導入の前提条件となります。

よって、タクシー事業者が事業主体となる日本版ライドシェアの導入可能性を探るために、玉東町も営業エリアに据えている玉名市のタクシー事業者2社に聞き取りを行いました。どちらの会社からも運転手と車両をしっかりと確保し、玉東町のお客さんに丁寧に対応できているため、ライドシェアの導入の必要性はない。玉名市から玉東町までの回送料も取らずにやっているの、今後も任せていただきたいという旨の回答をいただいております。

また、公共ライドシェアの導入に関しては、基本的には交通空白地域に限り認められるものであり、現在当町はふれあいの丘無料循環バスが町内全域を走っていることから、交通空白地域がないという地域になっており、原則導入ができません。ただし、地域を細分化したり、バスが走らない時間帯を抽出するならば、狭い範囲での交通空白地域をつくりだすことも可能と考えられますけれども、公共ライドシェアは道路運送法に基づく有償運行であるため、導入にあたっては公共交通事業者などの同意が必要となってきます。そのような法の規定がある中で、先ほど申し上げたとおり、タクシー事業者2社が、ライドシェアの必要性がないと明言されている以上、現時点におきましては、当町にライドシェアを導入することは困難であるものと解釈しているところです。

現在の当町の行政主導による公共交通の強みは、ふれあいの丘無料循環バスであることです。近隣自治体の住民の方々も玉東町が羨ましいというような評価をいただいている事業であり、これまでにバスの増台、ルートの変更、フリー昇降の導入、県北病院シャトルバスや早朝便の運行など、何度も見直しを重ね、利便性向上に努めてまいりました。そして、今後もこの強みを磨き上げ、さらなる利便性向上に努めていくことで、町民の方々の期待にこたえている考えであることを申し上げて答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 7番、林議員の二つ目の質問にお答えします。

地区懇談会につきましては、町民の皆様の声を直接聞ける重要な機会であることから、前田町長が就任されてから、コロナ禍の3年間を除いて毎年開催しているところでございます。

まず直近のコロナ禍を除く5年間の参加者の人数について申し上げますと、平成29年度で305名、平成30年度292名、令和元年度325名、令和5年度321名、今年度263名、今年度が特に少なかったようです。

議員御質問の課題でございますが、出席者が少なく、特に若い世代の出席が少ないことが課題

となっています。また、今後の取り組みにつきましては、若い世代が少ない現状でありましたので、若年層向けの議題や情報を提供することや、開催の周知にあたり玉東町公式LINEとホームページを活用して、より幅広い年代の方々に出席してもらえよう工夫してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林和廣君） まず、ライドシェアですね、町内を走っていた路線バスで、駅方面に買い物や病院を利用していた原倉東の方々は、運行廃止で生活の足を奪われて不便さを強いられています。駅方面に行く人たちがですね。そんな不便さを無料循環バスカバーしてくれてはいますが、時間的な自由はなく、また、小回りや緊急時の対応に限界があります。私を頼ってかは分かりませんが、店に寄られて、その方の自宅まで送ったことは何度もあります。市町村や福祉協議会での運行可能と聞きます。公共ライドシェアとしての実証実験廃止の計画に取り組むだけの予定はありませんか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

現段階においてはですね、先ほども申し上げたとおり、ベースとしてはふれあいの丘循環バスですね、恒常性を図っていくことが一応ベースに置いております。今、議員お尋ねの公共ライドシェアに関する実証実験の有無についてですけれども、現段階においてはですね、その必要性は感じておりませんので、その計画については今のところ持っていないというような状況であります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林和廣君） 玉名市のタクシー業者は、結構対応できているという話でしたね。私の事例で申し訳ありませんが、昨年10月、急に左足に力が入らず、宙ぶらりんの症状に見舞われました。かかりつけの病院に送ってもらい診察を受けました。脳梗塞の診断で、入院は熊本の病院を希望しタクシー会社にも電話をしてもらいました。ところが、玉東から熊本までも1時間みてもおこなきゃならない、そういう緊急の場合ですね、玉名から来るタクシーは30分しても来ませんでした。来たはいいがその病院は知りませんと。道案内をしながらやっと病院到着、症状も連絡済みでありましたので、病院側は病院の玄関でですね、待機していてくれたんです。時間との勝負とも聞いていましたので、これほどの焦燥感にかられたことはありません。こんなこともあってライドシェアを玉東町にとも思いました。

免許を返納せんならよかったとか、交通の足の不便さで、外に出かけることも前より減ったという高齢者の方々の声をたびたび耳にします。誰しものがこんな経験はしないとは言えません。そんな年齢がおとずれるのはここにいらっしゃる皆さん全部です。引きこもらずに外へ外へと呼び掛けている福祉のまち玉東町の町長としては、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

課長が申しましたように、ライドシェア利用としては難しいということでもあります。タクシーを呼んでなかなか来なかったということでもありますならば、その場合は救急車を呼んでいただければと思います。救急車も歩いて行けるというような人ではなかなか難しいところがありますけど、歩けないということになればですね、脳梗塞の疑いがあるならばですね、救急車も乗せてくれるんじゃないかなと思います。ただですね、10人乗りのハイエースか、あれをですね、足が悪い人のところが玄関まで迎えに行く、そういうことも考えてみたいと思っております。ただ、熊本市の病院にというわけにはなかなかいかないんじゃないかなと思いますので、そのことは理解してもらいたいです。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 駅周辺、取りあえずは四方700メートルの地域の住民の方を集めたいと、そういう計画の中で、必ず全部が集まりません。限界集落がさらにできます。そうなるとお年寄りや外へ出る機会も買い物にも行けない。タクシーなら隣近所を誘って3人、4人行けば安あがりという考え方もできます。そういう人たちのためにも私は少数派の人たちを犠牲にしてはならないと考えるんです。玉名から呼んで、私は15分か20分ぐらいでは来るだろうと。じゃあ救急車ば呼んどけばよかったと言われるけれども、議員としての立場上、住民優先である程度遠慮の気持ち持ちはあります。やっぱり、もし同時に呼ばれたら、やっぱり民間人の人たちが救急車は利用して、私たちは自前でタクシーを雇っていきたいというのが私の考えでありましたので、そのときは救急車で来ますかと言われてきましたが、いや、タクシーで行きますという、一つはですね、診断で軽かったんです。かといって軽かったといっても4時間か5時間の勝負ですよ。これには間に合いました、今としては薬は飲んでいますが、何ら影響なく生活はしています。

将来、山北小学校の児童不足で、合併や小中一貫となった場合の通学活用にも利用できます。高森町では、12月から実証実験開始されたと聞きます。甲佐町、山都町、芦北町、水上村など参考事例には事欠きません。いま一度早めの取り組みを提案します。

運転手不足の解消、また、元気な退職者への働く場の提供とかのためにも、年齢に関係なければ私自身もエントリーしたいと思うことです。必要性、可能性のいかんを問うための調査検討だけでもすべきと思うが、これも町長は今の時点では行われたいということですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

林議員が言われるように、やっぱりこれから先、考えていかなければならない問題だと思っております。小学校統合というのはまだまだ先のことであります。私の代じゃないですね。ただ、今回山北地区に問題提起したのは、そういう認識を持ってもらうために問題提起をしたわけがあります。次の町長の時代になるかと思っております。そのときにはですね、スクールバス、これはやっぱり用意せないかならうと思っております。そういうときのために林議員が言われるように、試験的にやることも大事かと思っております。いろいろと検討をしていきます。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今の町長の最後の答弁で、町民として早めの、私はこれは絶対いずれは

各全国必要になると思います。それは信じてお待ちします。

それでは、町長との町政懇談会のほうですね、その集会です、よくある苦情や依頼ごと、その解決、実施の具体的確認などは、広報ぎょくとうに載せてはどうでしょうか。また、その場で宿題となった事項についての意見者、提案者への回答や説明はどうされていますか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

まず宿題の件ですけれども、前回、前にやったときの要望の回答につきましてはですね、今年度まずその回答を行ってから町懇談会の中身に入ったということでございます。

それから、そのことを広報紙に載せてはということですが、今後いろんな状況もありますので、個人情報とかも載らない程度であればいいかなと思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 参加者が少ないとの問題についての一番大きい原因は、地区で出席をもし回覧で知らせるだけでなく、呼び掛ける方の認識次第で多くなると思います。例えば、私が住んでいる揚区の話なんです、昨年区長が代わりまして、懇談会が少なかったんです。そのあとその区長さんもちよっと相談に来られたわけじゃないんですけど、立ち話でいろいろ話したときにですね、役員全員集合とか、家族の複数参加、あるいは中学生以上の若い人への呼び掛けをすとかですね、まずは1対1、マンツーマンで呼び掛けないことには解決しないと思います。そういったことで、今年の揚区は多かったんです。多かったというよりも元に戻ったという感じですね。役場当局としての感触はいかがですか、呼び掛け方とかですね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 林議員の御質問にお答えします。

呼び掛け方ということですが、まずは区長さんのほうにお願いいたしまして、日程を決めていただいて区長さんに呼び掛けていただいております。それとまた広報や防災無線等でも呼び掛けてございます。ただ、先ほど若い人が少ないということで申しましたので、今度は、先ほども申しましたが、町のLINEなど、またホームページ使いながらですね、呼び掛けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今、いろんなところでじゃないんですが、中学生で議会の体験をやっているところがありますよね、やっぱり政治とか行政に興味があるはず。だから一応ね、効果は別として、呼び掛ける手段を考えてほしいと思います。

あるいは事前に地区の要望の提示をすとか、それにより地区の下見を事前に行うとかの方法もあります。私も前田町長と以前戦った町長選で、町政懇談会を対話の手段として私も公約に挙げました。せっかく良いことなので参加者が少ないとかはもったいないことです。ホップステッ

プジャンプ、担当者の事前の行動が求められますが、下見とか区長さんの事前の打ち合わせ、いかがでしょう。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 林議員の御質問にお答えします。

まず議題についてですが、区長会議の中でもですね、今回懇談会をするということで、何か議題がありましたらということでも伺っております。その中でこちらのほうの行政からお伝えしたいことを出しているところがございますので、区長さんのほうからですね、こういったことについて話してくれという要望がありましたら、それについてこちらのほうも議題として取り上げるということがございます。

若い世代、中学生以上ですね、その方にも来ていただけるなら本当にうれしいことでございます。ただ一つの地区ではですね、お母さんが子どもさんを連れてこられた経緯もありますので、そのへんも考えながらですね、若い人が興味のある情報であるならば来ていただけるのかと思いますので、今後も電子媒体を通じてですね、いろんな呼び掛けをしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 前は行きよったばってん今はいっちょん行かんと。意見ば出したっちゃ話は答えはなしのつぶてで、言うたっちゃ同じこととの意見も聞きます。毎年やっておられるのに1年後の集会のとき、1年前のおさらいをする必要もあると思います。去年の意見に対してはこうなったこうなった、あるいはまだ未解決でとかですね。

最後にその場での発言を議員は発言を控えろとのお達しですが、遠慮もせず発言されている議員の存在も耳にしますが、町長の今の思いはどうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えしますが、議員さんはこの場で発言ができますから、地区においては地区の人たちの意見をまず聞きたいということで、議員さんは発言を控えてくださいとお願いしていますので、今まで議員で発言した人は覚えていません。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 私も揚区の人たちから、「何であん中で発言なせんとな」と言われたことはありませんが、そういった目ではないかなという形で見られたことは少々感じます。だからこの前は私の息子嫁さんがいらっしゃったので、そこが義理のお父さんと息子嫁さんの2人の出席で、ちょうど私の横におられましたから、その若嫁さんに、「議員はね、質問するといかんからどんどん質問してみてね」て、若い人が質問せにゃいかんよというようなことをわざわざ聞こえるように言ったんです。そしたら「あら、そうだったんですか」とこういうふうになりました。

空気の読めない議員はともかく、町民の発言が少ないときとか、時間が余って無駄話しているとかでの発言は、逆に町長が議員の発言を求めるとか、もっとフレキシブルな対応をすべきと思います。少々閉鎖的な考えではないかと思います。だから頃合いを見たときはいいかということ

に対して、もう一回町長、お願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 林議員の言われることももっともだと思います。しかし議員が発言すればですね、やっぱり一般の人が遠慮しがちになります。そのことも御理解をいただきたい。雑談に入ってもですね、その雑談の中にいろんなまちづくりのヒントがあるわけですね。そういうこともですね、やっぱり私は大事にしていきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いします。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 最後にはですね、先ほど総務課長が検討するという中に入っていると思いますが、下見とか事前打ち合わせがあったときにはね、なるべく私も、私もじゃなくて各地区議員さんも呼んでいただいてね、情報交換の場でもしてもらいたいと思います。

というのはですね、揚区でも過去道に出てきた大木の枝を切ったという話がありましたが、もうこの方は何年もそういうことをやっていないで、よそはですね、そういう要望は多いのですよという役場職員の方の発言で、ほんなこんねえ、そういうと毎回道ば通るときに気をつけてまわらにゃんねという話もなってくるんですよ。だから、よそで出ているのをね、先ほどぎょくとう広報に載せてくれというのは、よそではこういう意見が出ているんだとか、これは揚区にでも言えばよかったなとこうなるんですよ。だから幅を広げる、うちの場合は20人ちょっとぐらいかな集まるのは、そのくらいで揚全体80世帯200人程度しかいませんが、どちらかというと高齢者が多いんでね、全体の意見の集約というのはなかなか難しいですね。だからしかり状況も載せてもらいたいなあということでぎょくとう広報を出したんです。それも検討していただいて、答弁は要りませんが、お願いして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） これで7番、林和廣君の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後は1時から開会します。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） それでは2点、質問をさせていただきます。

1点目、防災無線の運用状況についてお尋ねいたします。

台風・地震・線状降水帯による災害が全国どこかで発生し、甚大な被害をもたらしております。今年1月1日能登地震が発生、復旧も済んでいない中、追い打ちをかけるように被災地に線状降水帯がかかり、深刻な被害状況となっております。熊本でも地震・線状降水帯と過去に例をみない災害が各地に発生、復旧・復興とその道のりは大変厳しかったと思います。

減災・防災には危機管理がしっかり機能することです。本町の防災無線更新から3年、運用状況についてお尋ねいたします。

一つ、戸別受信機の貸し出し状況、一つ、LINEの登録状況、このことから2,118世帯、これは11月の段階で、12月には2,120世帯になっております中、どれだけの世帯が情報が受けているのか、行政はどのように把握しておられるか伺います。

2点目、鳥獣対策についてお尋ねします。

今年、イノシシ・カラス等による農作物への被害が増えていて、駆除隊の方々にも御苦労いただき活動してもらっている状況です。隊員数も少なく、高齢化の中で今後の方向性と対策について伺います。

町長をお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 5番、坂村議員の質問にお答えします。

防災無線については当初3億と言われました。3億はその当時ですね、ちょっと厳しいなということで2億に抑えること、そういう関係で防災無線の戸別無線はちょっと控えさせたんですけど、65歳以上の方々には防災無線を付けるということで、あとはですね、必要なところに付けていくということでやったんですけど、徐々にですね、これは付けていけば●●●じゃないのかなと思っておりますけど、あとで担当に答えさせます。

それからイノシシ・カラス、この鳥獣被害については、山北のほうが大変困っていることは承知しております。そして■■■さんが亡くなりましたので、イノシシについてはですね、これからますます増えていく、そういう状況の中で、やっぱり職員、それから農業者にも箱罾の補助を出しながらですね、罾かけを進めていきたいなど。駆除対策、シカが来ないからまだいいんですけど、やがてシカも来るんじゃないかなと、シカは2メートルぐらいは飛び越えていくそうなんです、そのときの対策もですね、1回考えておかなければならない、そう思っておりますので、担当課長より答えさせます。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 5番、坂村議員の質問にお答えします。

防災行政無線につきましては、令和3年度末にアナログ方式からデジタル方式に変更し、運用を行っております。地震や梅雨時期、台風接近時など、災害が発生しやすい時期に、町民の皆様の生命や財産を守るための情報手段として非常に重要な役割を担っています。最近では8月下旬の台風10号接近の際に、防災行政無線を通じて暴風雨や停電、断水に備えた早めの準備、ハウスなどの施設の対策、避難所開設や各種施設の休館のお知らせなどを行ったところです。

さて、議員御質問の戸別受信機の貸し出しにつきましては、本年12月1日時点で65歳以上のみの世帯は、808世帯中548世帯で、率に直しますと67.8%、65歳以上がいる世帯は472世帯に142世帯で30.1%となっており、いずれも希望があった世帯への設置を行っております。町全体としましては、本年12月1日現在の世帯数2,119世帯のうち32.6%にあたる690世帯が防災行政無線の情報を得ていることとなります。ちなみに、2年前の9月に調査した時点のときは、30.7%、640

世帯の設置でございました。

次に、防災情報を発信する防災LINE登録者につきましては、同じく12月1日現在、623名の方が登録されており、2年前の調査時より33人増えています。ただし、この623名には町外の方も含まれています。また、町民の中にはスマートフォンなどのデジタル端末を持たない子どもやお年寄りの方もいらっしゃいますので、2,119世帯のうちどれだけの世帯が情報を受けているか、把握することは難しい状況です。

しかし、いずれにしても戸別受信機の設置数や防災LINEの登録者数は、2年前に比べ微増といった現状であることから、さらなる普及が必要と考えます。今後これまで行ってきた全世帯へのチラシ配布に加え、広報紙の表紙下部に、下の部分にですね、防災LINEのQRコードを掲載したり、デジタル端末を持たない世帯に対しては、戸別受信機の設置を促したりと、情報発信の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 5番、坂村議員の鳥獣害対策についての御質問にお答えいたします。

町では、イノシシ・カラス等の農作物被害を防止するために、有害鳥獣捕獲隊により有害鳥獣の駆除を行っていただいております。隊員により、猟銃・箱罠・くくり罠など駆除対策を講じているものの、繁殖数が捕獲数を上回っている状況であるため、農作物への被害報告、集落周辺での確認報告が増えています。現在有害鳥獣捕獲隊は5名、80代1名、70代3名、40代1名、平均年齢73歳と高齢化しています。また、罠の毎日の見回り負担などから、新規隊員の確保も難しいために罠の増設が難しい状況にあります。イノシシの捕獲数は他町に比べると、他町が1人当たり年間約20匹、全体約800頭捕獲しているのに対し、玉東町では1人当たり年間約35頭、全体約200頭ぐらいしか捕獲することができておらず、1人にかかる負担が大きいわりに捕獲頭数が少ないのが現状であります。農作物への被害を防止するためにも有害鳥獣捕獲隊の高齢化や担い手不足への解消は、急務の課題であると考えていることであり、今後の課題解決へ向けてICTを活用した有害鳥獣捕獲を考えているところであります。

ICT活用とは、具体的に通信環境を整備し、イノシシ捕獲状況をスマートフォンで確認できたり、どこの場所で多くのイノシシが捕獲されている、確認されているなどの管理システムを整備していきます。ICTを活用することによって、毎日の見回りが軽減されることにより、農家でも捕獲従事に携われる環境づくりを目指します。今後は、若手農家を中心に箱罠免許を取得していただき、農家自ら罠を設置し、捕獲し、トメザシ、殺処分については、農業者の殺処分ハードルを軽減するため、そこにつきましては有害鳥獣捕獲隊が行います。自分の農地は自分で守るスタイルを目指していきます。

情報通信環境整備については、国の補助金を活用して整備することを進めていて、令和8年の実施に向け計画を立てているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） ありがとうございます。

まず、防災無線の件からいきます。やはり今回ですね、しっかり私も調べました。そこですね、まず戸別受信機の貸し出し、65歳以上と年齢が60歳だったですかね、142は、70歳だったかな。含めて690、貸し出しが。

（はい。65歳以上のみの世帯が548で、65歳以上の方がいる世帯が142です。）

そういうこと、すみません、なかなかですね、こういうような感じで、LINEの登録数は623だったですよ。こういうLINEの登録数ということ事態は、1件に2名登録したりとか、3名仮におられたら登録したりとか、あるいは65歳以上の戸別受信機を持っておられるところもやはり登録しておられる方もおられます。そういうふうにありますけれども、そうなってくると2,120世帯ぐらいの中で、どれだけの世帯数がこの情報を、防災無線からの情報を受けているかということですよ。

今ですね、ちょっと私もこの件について調べてみましたが、気象庁はですね、最近の例えば台風であったりとか地震であったりとかですね、線状降水帯、いろんな災害が頻発しております。今年1月1日は能登地震がありました。9月には同じ被災地で線状降水帯がかかりました。熊本でも8年前は熊本地震、4年前は熊本豪雨、球磨一帯で460から500ミリ近くの雨が降った中で、人吉盆地がほとんど浸かってしまいました。亡くなられた方も相当おられます。

そういう中で、気象庁というのは非常に観測精度を最近上げてきております。アメダスで680何か所ある中で、湿度を観測する場所を440あまり、7割近くを湿度を観測するというふうに今、配置をしております。さらに2022年、2年前ですけれども、水蒸気を観測する機器を西日本を中心に17か所、何ていいますかね、ここにちょっと書いてきております。この地上マイクロ波放射計というそうです、この水蒸気を量るのは、これを西日本に17地点、それに洋上から洋上の水蒸気を量る、計測するために、船舶にその地上マイクロ波放射計というのを積み込んで、洋上の水蒸気を観測されております。

ちょうど8年ぐらい前だったと思いますけど、スーパーコンピューターをですね、環境省は更新をされました。当時の話でですね、線状降水帯を観測できるというふうに言っておられました。しかし現実にはなかなか厳しかった。そこで2年ぐらい前にそういった水蒸気を観測するような機器を17点設けて、今年の4月、また再度スーパーコンピューターを更新をされております。そして水蒸気の線状降水帯がかかるのをですね、半日前に、6月1日からですね、線状降水帯がかかるのを発表を気象庁がするようになりました。今年の6月1日ですよ。

そこで、石川県に当然半日前、6時間前に線状降水帯がかかるという予報がされている中で、9月の線状降水帯がかかったときに、14名の方が亡くなられました。当然自治体というのは、避難指示をされていると思います。それでも亡くなっておられます。半日前ですよ。どういうことかと言うとですね、常日ごろハザードマップを十分に認識しておられるのか分かりませんが、レッドゾーンの方とか河川に近い方とか、そういう方たちは真剣にそういった情報もらいながら、命を守る行動に移らんといかんわけです。それでも14名の方が亡くなられました。

ちょうどこれを玉東と照らし合わせて考えたときに、私は1,000件以上の方が情報をもっていない、防災無線から。先ほど町長が言われましたよね、2億に抑えましたと、実際は3億でした。それだけのお金を注ぎ込んで運用は50%じゃないですか。

そこで総務課長にちょっとお尋ねしたいのがあります。これは広報玉東です。12月号です。ここにもともとね、防災LINEのQRコードが今までありましたけど、私、真剣に見たけどなくなっているんですよ。QRコード、LINE登録ができません。どういうことでしょうかね、総務課長、お願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂村議員の御質問にお答えします。

確かに坂村議員御指摘のとおり、今現在QRコードが載っておりますのは、ホームページのQRコード、それから玉東町のLINEのQRコード、それからメールサービス配信のQRコード、この3点ですね。防災のQRコードにつきましては、いつなくなったのかちょっと私のはっきり把握しておりません。今後そういった質問をいただいてですね、いま一度周知したいと考えておりますので、今後広報紙にまた再度載せるような手続きを進めるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） それじゃいかんとですよ。災害というのはいつあるか分からんとですよ。情報というのはですね、私は石川県の亡くなられたが、線状降水帯は当然半日前にかかるというふうに、気象庁がそれだけ測定といたしますか、そういった精度を上げてきているんですよ、観測精度を。これは2029年にはですね、気象庁言っておられます。市町村単位で線状降水帯のかかることを発表するような形に持っていくと、あと5年後にはそういった形で市町村ごと、今は県ごとです。それも前は1時間ぐらい前だったんですよ。でもこういった測定精度上げながらですね、これだけ半日前に、それもこれは行政が悪いと言っているんじゃないです。受ける町民サイド、これは町民サイドの問題だと思うんですよ。その情報をとるほうが。だから、本来はもしですね、防災LINEのここにQRコードが載っていたとしても登録●●●しれんです。行政側はこれはずっと3年間続けて載せとかにゃんです。私はそう思いますよ。いつ消えたか知らんけど、2年前に消えたのか1年前に消えたのか。これが一番大事なことだろうというふうに思います。

町長、この件について、それと私は長く言いませんけれども、戸別受信機、こういう情報ですよ、なかなか受け取る側も、例えば4年前にハザードマップを町から新たにお配りをされております。やはりレッドゾーンとか、なかなか危険地帯とかそういうのを把握されない、されていないのか、見られない町民の方たちもずいぶんおられると思います。そして、やはりそういった情報が、情報を取ろうという気がない住民が、危機意識の低いといたしますか、そういう方たちがやはり半分以上おられるということなんですよ。でもそれは町民サイドの問題であると思います。やはり自分の命は自分で守らんといかんです。

そこで、やはり前のこれは行政的に今回の防災無線が3年前に国の強制で周波数を使えないということで、強制的にこの更新をさせられたと思いますけれども、前はですね、戸別受信機がす

べてでした。そういったときにはですね、町内すべての方へ情報というのはまんべんなく行き届いておりました。今は半分情報をもらっていない町民の方がおられると私は思います。やはりこういうことを思うとですね、戸別受信機も年齢を撤廃してですね、設置したいという方には貸し出しができるようなことはできないのか。そういうのも含めて町長ひとつお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 5番、坂村議員の質問にお答えします。

議員指摘のとおり、行政の不伝達でこういうことがあっているわけですけど、80台今現在無線機は余っています。その周知はやっているんですけどなかなか付けてもらえないと。ハザードマップの中でレッドライン、それからイエローゾーン、これをですね、まずは中心に普及させていって、一軒一軒尋ねていって付けていただく、そのあとはですね、毎年100台ないし200台、ちょっといっぺんにはですね、ほかのこともやらなんもんで資金的に無理かもしれませんから、無理がこない状態でですね、増やしていきたいと、ここ2、3年のうちには普及させていきたい、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 今、地区で防災計画というのが立てられております。そういった中では認識が少し変わってくるかもしれません。やはり自分たちの地区の中でどこにレッドゾーンがあるという、危険地域があるのかというのを十分認識しながら、その地区の自主防災という形の中で、事前に動くような形、あるいはそういったのを地区の人を動員するような形の中でですね、運用されていくべきだろうというふうに思います。これは行政にどうじゃこうじゃということでもありません。ただ、こういったLINEの登録を消すということは、これは決してやってはならんというふうに行政側として思いますので、本来かなり前からなくなっていたと私はみます。そのところはですね、十分総務課長、よろしく願いしときますね。

この件については以上で、あとは町長、よろしく願いしときます。

あと、次、鳥獣害対策についてですけれども、10月に■■■■さんが農機具●●●の事故で亡くなりました。ああいった鳥獣駆除の先頭に立ってこれまで長年頑張ってきていただいた方が、非常に残念なこととなりませんし、またこれから先、意を継ぐような方があとに続いてほしいというふうに思います。

そういった形で、ちょっとお願いとかいろいろしますけれども、九州はクマはおりませんし、今、北海道から山口まで大変なクマの報道で大変です。砂川市で民間で2018年だったですね、自治体の依頼を受けて民家の近くでクマを駆除したと、警察の立ち合いのもとにしたということで、それが公安委員会で狩猟免許と銃を没収されたと。裁判をうってでられたけれども高裁で今年負けられた。そういう経緯の中で、駆除について、クマの駆除から辞退すると、猟友会が、そういうような方向で今しっかり揉めております。秋田県ではスーパーに50数時間クマが入り込んで、警察は盾を持って20人ぐらい行かれますけど出たり入ったり、ただ盾ですよ、そういった今、秋田市の中、秋田市街地の中に相当クマの出没があると、これは秋田だけではなくてもう山口もいっぱい、昨年からみると急激に増えたというふうに言われております。

だからどういうことかと言うと、去年が非常にエサとなるのが山で大凶作だった。そのことによって人里、民家の近くにどんどんエサを求めて出てきたと。つまり、ああいう野生動物というのはエサなんですよ。エサのあるところにどんどん寄ってくる、これはイノシシも一緒です。前はほとんどいなかった。いても夜しか出てこなかった。もう今は平気で昼間出てきます。これは農業関係だけでなく、これからはどこにでも出てくると。それでエサがいっぱいある所にいっぱい集合していく、そういうところにやっぱり鳥獣害の被害がどんどん増えてくる。今年なんかはみかん農家の方、ひどいところは3、4反のみかん園が全滅したと言っておられます。メッシュ柵を突き破って入ってくると。今はメッシュ柵と電柵をして二重にして対応しておられるという話も聞きます。そういった時代に入ってきたと。100キロを超えるのが夕方の4時ぐらいには農地をエサを求めて活動しているということで、どこに言ったらいいのかというような相談もされますけれども、ちょうどそのとき■■■さんが亡くなっておられましたし、町では今そういう点では完全に一本化、駆除隊は一本化されていますかね、課長。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 今、南部と北部で駆除隊のほうは分かれていますけど、先日駆除隊の方とお話をして、町全体で捕獲をお願いしますということで、駆除隊の方にも了承をもらって、皆さんが玉東町全体を捕獲することができますので、どの駆除隊の隊員の方に言われても皆さん、活動はしていただけるようになっております。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） そういった点では駆除隊の方たちもこういったらなんですが、■■■さんがおらんくなって活動しやすくなった事態もあると思います。貢献度というのは■■■さん大変なことだったろうと私は思いますし、社会的な貢献度というのは高かった、もう熱心だったですもんね、その点はですね、目の前で見ておりますので私も、おかげで私たちも被害は少なかったというふうに認識をしております。

今ですね、先ほど5名だったですか、今、駆除隊の方が、そのうち1人は若い人で、あの方是非常に高齢化になってきております。今これだけの人数がおられますので、それ相応の駆除活動は進んでいると思いますし、おかげでカラスの箱罾も町長から2基いただきました。駆除隊がおられることによってイノシシの臍物といいますか、そういったのを入れていただく、そのことによって今年は既に30羽を超えております、カラスの捕獲数も。やはり駆除隊がおられて箱罾の運用というのが成り立つというふうに思いますし、イノシシ、カラス、ただたった30羽とか、年間どれだけ捕れるか分かりませんが、その時期にくると群で100羽とかそういった群が活動しますので、それ相応の被害がでるわけですが、イノシシについてはですね、これはもう少し町のほうから、例えば足罾とか、くくり罾とか、よく私も分かりませんが、そういった箱罾の免許の取得をですね、農家の方でもっと呼び掛けていただいて進めて、各々がそういった罾を仕掛けながら、前は■■■さん言うておられました。素人がずっとこれが分かってイノシシはかからんごんなどだて、そういったことを常日頃言うておられましたけれども、もう今はおられないので、捕れるやり方でどんどん捕っていく必要があると思います。本当にです

ね、足跡ばかりです。だからちょっと大城戸議員から伺って、木葉のほうは少し減ったというふうなことを言っておられますけれども、そんなもんじゃないです、すぐ増えてきます。

何かちょっと聞くところによりますと、シカの確認もされたという方が玉東にもおられるということで、いろんな形で増えてくる。クマが入ってくるかなんか分かりませんが、四国には当然クマがいるわけなので、いずれこちらに来る可能性だってあるわけです。警察はですね、なんですか、ハーフライフル、なんか150メートルの先が確実に当たるような、螺旋状のライフルの規制をするというふうに今、進めておられるそうです。北海道の知事が陳情に行っておられる、環境省のほうに。そういうのがなからんとクマの駆除というのはできないと。今も多分イノシシはそういったライフルでなからんと駆除はできない。これが法が改正になると散弾銃しか使えない。散弾銃なんてカラス撃つだけなんですよ。もうイノシシの猟なんてできない。それは何かというです、今持っておられる方はいいけど、新たに取られる方はですね、それが規制される。10年間は取れない、そのライフルは持てない、そういう法改正をしようとやっておられるわけです。

いろんな形で当然そういう規制の中で動かざるを得ませんので、やはり今から例えば銃を持つ人、だから銃を持たんと最終的な駆除でできんとですよ。足罠にかかったイノシシなんてですね、それは近寄れるもんじゃないと思います。箱罠は別ですよ、もうそこから出ませんから。箱罠の場合はナイフで刺すというようなことしかできないということです、足罠にかかったのは、ちゃんと銃を持っておられる方の処置でやっぱりせんといかんということを伺っておりますけれども、やはり銃を持つ人もこれはちゃんとこの地域にですね、やっぱり続いてもらわんと大変なことになる。今、高齢化の人たちがもう銃を下ろされたときには、本当大変なことになる。農家数も減ります●●●には、荒れてきます、鳥獣害がのさばる時代がどんどん出てくるはずですよ。そういったことをですね、しっかり行政側として依頼をする、あとは農家自身が、そういう被害に遭わんように自分たちで認識をしながら、どういうふうにしたが、1人ではなかなか動けません。だから捕るんだったらある程度の人数でそういうようなことをして、狩猟免許を取っていく、銃の免許を取っていくとか、そういうことをせんと1人2人をお願いしますと言ってもなかなかそういう道筋ができないと思いますので、行政側としてはそういうところをですね、しっかりお願いしたいと思いますが、ぎょくだんのほうに少しちょっと話をされましたか、そういったこと。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 先月ぎょくだんの若手農家さんに集まってもらって、今後の鳥獣対策についての話をさせていただきました。今後は若手農家を中心にですね、免許を取ってもらって、箱罠の設置等を自分たちですらしてもらって、自分の農地は自分で守るというふうにしてもらえないかということで、確認をしましたところ、皆さん承諾をいただいて、今後ですね、ぎょくだんだけでなく玉東町の農家さんにですね、免許取得についてですね、お願いをして、箱罠については町から貸し出します。情報通信網を整備して、箱罠にカメラを設置することによって、どういう状況でイノシシがかかっているのか、かからないのかというのをですね、把握でき

るような環境をつくりまして、こういうやり方だと捕れるというようなですね、指導のほうも猟友会のほうからできるかと思imasuので、そういう情報通信をしてですね、慣れるまではですね、カメラを設置して捕るようなスタイルをつくってですね、農家さんに箱罟で捕っていただきたいというふうに考えております。慣れたらですね、カメラは必要なくなってくるので、どこでも箱罟が自分で設置できるようになってくるかと思imasuので、そういう箱罟で捕る人を増やしていきながら、イノシシの数を正当な数にとどめていきたいなというふうに考えています。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 確かにICTを使ってそういったカメラで箱罟のことは見るということは、ただ無線でそれはスマートフォンに入れたりとか撮ったりとかということでしょうね。そうですね。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 無線で携帯の電波等を使いながらですね、入ってくるようになりますので、捕れたときには携帯に捕れましたというような確認ができるようになります。捕れている状況も携帯とかで確認できるようになります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） できるだけ負担の、XXXXXXXXXXさんはしょっちゅう見に行っておられました。足をそこまで向けてですね。そういったICTを活用して、そういった少しでも軽減をするという、なかなか今の農家さんたちも手一杯で動いておられますので、そういった余力というのではないかもしれませんが、それでも被害を受けるのは自分らの園地であって、自分の所得に直結しますので、頑張ってくださいというような形で進めてもらいたいというふうに思imasu。

今後XXXXXXXXXXさんみたいな人までは届かなくてもですね、農家の人たちがそういったひと工夫をされて、銃だったり、あるいは箱罟の免許、足罟の免許、そういったノウハウを共有できるような形の中で、この地域のそういった被害をですね、最小限に持っていくような形で、よろしくこれから先も御指導をお願いします。

すみません、終わりますこれで。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時39分

再開 午後1時50分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 坂本です。よろしくお願imasu。

私は1点だけ質問いたします。

危険木伐採等助成について。今年も日本各地で多くの災害が発生し、大きな被害をもたらしま

した。改めて日ごろからの災害の備えをすべきだというふうに考えます。

先般、木の伐採を行う担当の人と話をすることがあり、玉東町には危険木伐採助成金はないのですかと聞かれました。他町では住宅への倒木被害から、住民の生命及び財産の保護を図るため、伐採等の助成をしているそうです。本町でも助成すべきと思うが、考え方を伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問に、今日は担当課長より詳しく答弁させます。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 6番、坂本議員の御質問にお答えします。

危険木伐採等助成金については、南関町、和水町で助成金が令和5年度より交付されています。台風等の自然災害により、住宅に直接被害を及ぼす恐れのある危険木の伐採、撤去などにかかる費用の一部助成として、南関町で経費の2分の1、上限5万円、和水町で2分の1、上限10万円が助成されており、助成金については森林環境譲与税を活用されています。また、森林環境譲与税を活用しているため、5条森林の民有林の木が対象の民有林の木が対象となっています。

南関町は、令和6年度の森林環境譲与税1,000万4,000円のうち100万円を危険木伐採等助成金として活用、和水町は、令和6年度の森林環境譲与税1,659万6,000円のうち150万円を危険木伐採等助成金として活用されており、残りの森林環境税は森林税管理制度において、手入れの行き届いていない森林について、町が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は、地域の林業経営者に採択し、間伐等を行うために積み立てられています。

玉東町におきましては、令和6年度の森林環境譲与税185万円のうち87万7,000円を木の魅力発信と県産木材の需要拡大を目的に、庁舎2階にひのきのたまごプールを設置いたしました。残り5条森林の間伐のために積み立てています。

森林環境譲与税の大きな南関町、和水町においては、森林環境譲与税の活用のため、危険木伐採等に助成されているところではありますが、こちらは2分の1の個人負担が必要です。玉東町においては、これまでも災害等により道路に倒木した木の撤去や、行政協力員、地区懇談会での要望による倒木の恐れのある木は確認をして伐採を行っているところであり、個人負担はありません。今後も行政協力員等からの要望については、順次予算の範囲で対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） ありがとうございます。

本当言いますとこういうのを来年度予算にですね、組むのか組まないのかという、いろんな置きが非常に長かったんですが、そのへんはどういうふうに捉えますか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 答弁の最後のほうで答弁いたしましたとおり、森林環境譲与税を使ったこちらの危険木伐採等助成金については、玉東町のほうでは考えておりません。今まで

どおり道路等にですね、倒木の恐れにある木においてはですね、建設課のほうで確認をして伐採等は行っていきたくて考えているところでもあります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 私はですね、家に木が倒れて、生命・財産にですね、影響があるからというふうにここに書いております。それに沿った答えをしてもらっていいですか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 南関町、和水町でもですね、南関町においては家に植わっている木についての伐採については、南関町のほうでは対応されていません。和水町におきましてはですね、最初要項を作られた際には、民有地の雑木林についても対応されていたところですが、こちらは森林譲与税を活用されていることでありまして、活用されていますので、県のほうから指導が入りまして、民有地の雑木林については活用してはいけないというふうに指導を受けられているところで、要項を改正されているところでもあります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君

○6番（坂本和也君） 私でもですね、ここに南関のやつを持っているんですが、実際ですね、玉東町で南関の人が来て伐採を行っておられました。その業者の方がですね、「なぜ玉東町はないんですか」というふうに言われて、私もこういう質問をしているんです。

まあいろいろ言いましたが、そういう大きな台風があってですね、大きな台風がきたときですね、生命・財産にですね、損失を与えるような木があったときにですね、町がどういうふうに考えるかですね、予防措置を。道路のやつをですね、先般二俣東で、巡回バスがまわっていて、邪魔になるから切ってくれて、地主さんが切りよなったです。これが現実です。年寄りの方が、大ごとだんなあ、そして、「年寄ってからこぎゃん道路にはみ出しとつとば切らなんけん大ごつばいた」て、「こういうやつはどがんかならんどこか」て、これが今の実態です。これは何日前です。

家もですね、何年前、正念寺のイチョウが倒れました。それと原倉の畑のほうでもですね、県道のほうに植えて●●●ですね、台風がきて大変な思いをされたことを見ております。災害はですね、いつ来るか分からないというふうに坂村さんが言われましたが、やっぱり事前にですね、危険のあるところは危険を除去し、こういうこともですね、必要なんじゃないですかね。

先ほど町長がですね、財源的には非常にまだ大丈夫と言われましたので、来年度はですね、こういう助成もですね、必要だというふうに思いますが、このへんは町長いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の答弁、答えます。

民民の場合は行政は立ち入らないと、これが原則であります。道路にかかったときは、お年寄りでもう自分とは財政的にも厳しいと、自分でも切れないというようなときは申し出ていただければ、町で対応していきます、しかし民民の場合ではですね、町が対応するわけにはいかないと。何とか自分でやっていただきたいと、そう考えております。民民の場合に行政が立ち入ってやったらですね、玉東上どれだけあるか分かりません。そこには対応できないというところですので、行政と民民の場合は行政が責任を負うということですがけれども、民民の場合は行政が責任

を負うということですが、民民の場合は対処していただきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 民民の場合というふうに今、町長言われましたが、今ですね、玉東町でも空き家が非常に多いです。そして、家の持ち主はですね、他県に行っておられない。実はうちの裏のほうに大木が枝が差しかかって、自分ところではどうもならない、そういうようなことも非常に多いです。そういう状況もですね、非常に多いですのでですね、このへんをですね、やはりケースバイケースというか、役場の担当者がですね、きちんとそのへんは●●●のですね、そういうふうな事例をですね、勉強されて、是非ですね、来年度の予算にもですね、年間の上限を決めればいわけですから、無限大に予算をする必要はありません。もう100万なら100万で切って、それ以上は来年度に延ばすとか、そういう方策の中でですね、やっぱり住民の生命・財産、そして安心安全なですね、まちづくりを是非やってもらいたいというふうに思います。これにおいてもですね、町長はされると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

隣が空き家になつとる場合、行政に申し出ていただきたい。そしたら行政からですね、空き家の持ち主のほうに連絡します。伐採をお願いしたいと。それでもですね、連絡がとれない場合はですね、行政で対応しますけど、まずは行政に言うてもろて、その持ち主のほうに連絡とって、それを切ってくれと。じゃあ向こうから、もう離れているから切れないから、行政でお願いしたいというときは行政で切ってその分は請求します。これが現在、今の現状です。

土地を行政にもらってくれと言われる場合は、行政の所有地ですから切ります。そういう考えで今、進めております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 先ほどですね、林議員のですね、地区懇談会、この話がありましたけれど、やっぱりこういう話をですね、是非地区懇談会とか区長さんのなかでですね、是非やってもらいたいという、やはり区長さんたちもですね、なかなかあそこん木ば一番邪魔なるけん切ってくれて、非常に言いづらいというふうに思います。是非ですね、いろんなことがですね、区長さんたちの負担になりますので、区長さんのなり手がだんだんそういうとこまでやると、何で区長さんの俺にそがんことば言わすとだろというふうになりますので、是非ですね、そのへんは行政のほうで是非周知徹底しながらですね、やってもらいたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質問を終わります。

続きまして、2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 改めましてこんにちは。2024年議会定例会の一般質問の最後の登壇者として、本当に大事なことを今日は質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、玉東町児童育成支援拠点事業について。令和6年3月30日付けでこども家庭庁から、4月から新しい事業になる児童育成支援拠点事業についての各都道府県に通達があったと思います。

そこで玉東町も補助金を使い、児童育成支援拠点事業をやるということですので、お伺いします。

1、今回玉東町が児童育成支援拠点事業をされるそうですが、こういった内容をされるのですか。

2、ほかには県内でやっているところがありますか。

3、窓口はどこで利用するまでの流れについて教えてください。

4、主にこういった方が利用されることを町としては想定していますか。

5、国の児童育成支援拠点事業の事業内容には、食事の提供と書いてあり、今回のプロポーザルでは朝食支援を町独自でされるそうですが、どのような思いがあってそのような取り組みをされるのですか。

6、スタッフはどのような方々がおられますか。例えばどんな資格を持った方々ですか。

7、学校と教育委員会とでどのような形で連携されていきますか。

町長、お願いします。

児童生徒の災害における休校措置について。前回9月の議会において、台風により休校の問題が出ており、教育委員会としましては、今後の対応について協議されたのでしょうか。例えば、休校の判断基準等は設けたのでしょうか。

教育長、よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えしますが、七つ質問がありますので長々と課長が答弁します。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 保健こども課長です。功刀議員から七つのたくさんの質問をいただいておりますので、丁寧にしっかり答えていきたいと思っております。

本町においては、令和6年10月より児童育成支援拠点事業を実施しており、その事業名称は「オレンジ」といいます。まず、この児童育成支援拠点事業の目的から御説明しますと、国が示すガイドラインでは、養育環境に問題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保証と健全な育成を図ることを目的として実施する事業であるとされています。

このガイドラインにおける目的を基盤に置きながら、小学1年生から18歳までのすべての子どもたちが成長していく過程の中で、不安や困難さを感じたときに子どもからのSOSがしっかり受け止められ、子どもが自分自身と向き合いながら一つ一つ課題を整理し、問題解決を図る方法を学んでいくことができる場で、また、そのような子どもたちの自立と挑戦を支える場であることを願って立ち上げました。

この立ち上げに至った背景には、児童家庭相談事業などで受けた年間約70名程度の相談から見

えてくる子どもと家庭の姿があります。この年齢の子どもたちは、心身の成長の発達が著しい時期です。特に乳幼児期と違い、社会へ出ていくための基礎固めをする大切な時期となります。男女差や個人差も大きく、家庭や学校、地域など様々な周囲の環境に影響を受けやすい時期でもあります。思春期になるとさらに心の成長に変化を起しやすい時期を迎え、ときには迷い、戸惑い、不安な状態から問題行動や学校生活への不適應などという形でSOSを発信してきます。

また、子どもだけでなく支える親や家庭も、我が子にどうかかわっていいのかと悩み、不安を抱え、親自身も頼れる場所を求めています。社会全体が少子化と核家族化が進み、家族機能も変化する中、経済的困難や孤立、家庭の子育て不安感、親子の関係性など、子育て支援のあり方も変化しています。子どもの育ちを支えることはもちろんですが、家庭や親としての育ちもしっかりと支えることが求められています。

したがって、このような状況にいる子どもや家庭に安心を保障できる居場所が必要です。独りぼっちにさせない、孤独にさせない、つながりをつくること、そして助けてとSOSが言え、そして、そのSOSをきちんと受け止める居場所が必要です。それを形にしたのがオレンジです。オレンジは社会福祉法人若葉会が事業運営を受託、これまで保健センター内の保健介護課執務室であった一室を改装し、子ども・子育て支援交付金を活用した事業運営でございます。

ふれあいの丘は集いの広場、学童保育、障がい児サービス、高齢者介護予防事業など、妊娠中の親から高齢者まで多くの方が交流活動、学び合う場所となっており、その中にオレンジがある意義は大きく、子どもが家庭や学校だけでないふれあいの丘という地域の中で、支えたり支えられる居場所は、子どもが自分の世界を広げていく機会につながっていくと感じます。

前置きが長くなりましたが、それでは具体的にどういった内容かの御質問ですが、支援の内容については、SOSを発信し、子どもに安全な居場所を提供し、生活習慣の形成、学習の支援、食事の提供、課外活動の提供など、生活のあらゆる場面で自立へのサポートを行うものです。何を行うかは子どもの声をしっかり聞き、一緒に考え、一緒に活動していくことで、子どもが少しずつ自分自身に自信をつけていく過程を支えていくことです。また、学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携、保護者への情報提供や相談支援、そして実情等に応じて送迎支援も実施する内容となっています。

二つ目の、県内で事業に取り組んでいる市町村はあるかの御質問は、熊本市をはじめ8市町村で事業実施されております。荒玉管内では、玉名市、長洲町で実施され、それぞれ地域の実情に応じた内容によって事業を展開されております。

三つ目の窓口と利用までの流れについては、子どもや家庭、関係機関等からの相談に応じる中で、保健子ども課が利用申請を受け付け、子どもケア会議において当該の子ども及び家庭支援の必要性やサービス調整を検討し、支援策に基づき利用を決定する流れとなります。

四つ目のどのような利用者を想定しているのかについてです。町内に居住する小学1年生から18歳までのすべての児童を対象としています。誰にでも困難に直面して、行き詰まったり立ち止まったりする場面に遭遇するときがあります。そのような場面に苛まれたときに、安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人・社会とかかわる力、生活・学習習慣など、将来の自立に向けて生き

抜く力を育む利用者を想定しています。

五つ目の朝食支援の思いと取り組みについては、町独自の取り組みとなります。朝食の大切さは、子どもの身体づくりはもちろんですが、心の安定や学習の定着にも関係しています。朝御飯は一日の活動のスイッチとなる大切なものであると同時に、この一日一日の何気ない積み重ねこそが子どもの心と身体にたくさんの栄養を与える時間です。家庭という場所で朝食という姿が理想ですが、朝起きが苦手な時間がない、もともと食べる習慣がない、朝御飯の時間は子どもだけで食べる、朝御飯を作る時間がないなど、朝食の姿は家庭で様々です。家庭の環境は様々ですが、子ども自身が朝御飯の大切さを理解し、一日のスタートとして朝御飯をしっかり食べることができるように取り組みを進めていきたいと考えています。具体的には週1回、7時から8時まで、オレンジにおいて「おはよう食堂」という朝食提供を考えています。

六つ目のスタッフの配置ですが、子どもが利用している時間帯は常時2名のスタッフが必要になります。主に子どもの支援にあたりながら、支援スタッフの指導、調整、運営にかかわる管理者1名、保健こども課や学校等の関係機関と連携及びアセスメントに基づいた支援計画作成を行う、ソーシャルワーク専門職員1名を常時配置して支援を行っています。

その他児童や保護者への支援等を行う支援スタッフを配置し、必要に応じて心理療法担当職員を配置することとなっています。

最後に七つ目の学校や教育委員会との連携ですが、この事業は小学生、中学生、高校生などの18歳までの子どもを対象としていること、家庭や学校という場所で何らかの不安を抱えている子どもを対象としていますので、学校と教育委員会との連携は必要不可欠です。本町におきましては、「福祉と教育の町」を掲げて取り組む中、子どもの暮らしや育ちを支える福祉と学びを保障する教育は両輪でなければなりません。まずは教育関係者にこの事業の趣旨をしっかりと理解していただくために、事業開始にあたり教育委員会、各小中学校に対し御説明を差し上げ、関係者からは事業への理解と御期待をいただいたところです。また、学校と居場所の連携についても御意見をいただいております。地域の中で、家庭、学校、安心できる居場所が信頼を持ってつながり、機能し合うことが子どもの心の安心につながっていくこと、その安心があるからこそ子どもが次の一步を踏み出すことができると信じ、教育関係者や関係機関とも意見を交わしながら、安心な居場所づくりに取り組んでいく覚悟です。この町だからこそできる「どの子にも光が当たる支援」を目指していきます。

長くなりましたが、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 功刀議員の質問にお答えします。

教育委員会では毎月第3水曜日の午前9時半から校長会議を開催しています。この校長会議には、各小中学校の校長先生、それから教育委員会2名の課長補佐、教育委員会の事務局とそれから指導主事、それと私が出席をします。この校長会にオレンジの職員の方にも出席していただいて、お互いに情報交換をしながら、教育委員会と学校とオレンジで、子どもたちへの接し方について齟齬（そご）がでないように、しっかり連携を図って取り組んでいこうと考えております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（松尾純久君） 次の質問の教育長案件の判断基準。

○教育長（下地哲雄君） 失礼しました。功刀議員の質問にお答えします。

災害における学校休校に関する判断基準につきまして、次のように決めましたので報告をします。

いずれも気象庁発表によります。まず台風について、台風が熊本地方に接近しつつ、熊本地方が暴風域に入る見込みがあり、学校を休校とします。大雨について、1時間当たり50ミリの降水量を超えたときに休校とします。地震について、震度4を超えたときに休校にします。

保護者への通知方法は次のとおりです。前日の午前6時までに会議後の決定により、一斉にメールで当日に通知をいたします。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 事業の目的、内容について詳しく答弁していただき、現代社会の実情、家庭環境などを考えると、第三の居場所にあたって、このような事業の必要性や重要性を強く感じました。今回の質問は、本当にこれからの玉東町になくってはならないと強く思っております。今回玉東町で児童育成支援拠点事業をやるということを、玉東町のホームページにこの事業のプロポーザルについてを見て、私は絶対に質問して詳しく聞いていかないといけないとずっと前から思っておりました。

こども家庭庁が2023年4月1日に、こどもまんなか社会の実現を目的として発足しました。子どもの数が減少していく中、いじめや貧困の問題、自殺や不登校の数だけは増えているという現状で、玉東町に今年新しく保健こども課ができました。玉東町に住み子育てする保護者の方々ですね、ニーズ調査、アンケート、私、今回子ども育成委員会の委員として、そっちのほうで参加させていただいていまして、ニーズ調査、アンケートの結果ですね、保護者に対してですね、玉東町の子育て支援や、総合的なことで80%の方々は満足、やや満足というふうに回答が得られておりました。でも残りの20%の方は、いろんな支援のことでまだまだ満足じゃないと答えている中で、この20%の方々がおられるので、もっともっと手厚い支援をしなければいけないと思い、保健こども課ができたんだと私は思っています。大いに期待する中で、今日新しく支援事業に期待したいのです。

まず、児童育成支援拠点事業の中身もよく分かりました。保健センターのほうで学童保育をされております若葉会のほうに拠点事業の委託をされ、オレンジという名前で活動されるということも分かりました。事業内容についても小学1年生から上は18歳までとのことで、安心・安全な居場所、食事の提供、生活習慣の形成、学習の支援、まだいろいろと事業内容はありましたかと思いますが、次に県内でやっているところも、近くをいえば玉名市、長洲町というところで、まだこれからこの支援事業も発展していくのかなと思うんですけども、そういうところとしっかりと連携しながらですね、情報を共有しながらやっていっていただきたいなと思います。

オレンジという事業ができました。悩みを抱えている保護者、子どもたちは、一番は役場の保

健こども課のほうに相談に行っていたら行かれるんだと思います。保健こども課の存在、オレンジの存在、オレンジの支援事業はもう始まっていると思います。もう既にオレンジの支援を受けている子どももいるかと思いますが。養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童、いろんな悩みを抱えている児童、本当に困っている人たちが今もまだいると思っております。オレンジの存在を玉東町のホームページや広報誌にいち早く周知していただきたいとは思っています。前回の広報誌12月号でお知らせがあるかなと思っておりましたが、未だありませんでした。今も1人で悩んでいる家庭があるかと思いますが。オレンジの事業に関しまして、周知はこれからどのような形を考えておられるのか、ひとつお聞きしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

事業の周知ということでお尋ねがありました。この事業の主な支援対象者につきましては、支援を必要とする子どもとなっており、事業の周知に関しては、この事業を利用することが周りからの偏見に繋がらないようなスティグマ対策が必要だと認識しております。したがって、事業の周知に関しては、学校、教育委員会だけではなく、民生委員さんなどの子どもに関する団体への周知を考えています。

しかし、支援を必要とする子どもの基本的な考え方として、心と身体の成長が著しいこの時期にある子どもは、誰でも何かしらの不安や悩みを抱えているものだと思います。その心の葛藤を乗り越えていくときに、家庭や周りの大人の力を少し必要とします。ここにこの事業の大きな目的があることを考えると、支援を必要とする子どもの身近にあること、困ったときに助けてほしいときにオレンジがあること、子ども自身が知っておくことはとても大切なことだと思います。

議員が言われるように、この事業が関係機関だけでなく、子ども自身に正確に認識されるように、子どもに対する周知を行っていくこと、例えば学校であったり、PTAの場を借りたりというところも考えています。これがこどもまんなかの地域づくりです。そして、こどもまんなかの地域は、子どもが様々な葛藤を抱え、もがきながらも一生懸命頑張っている姿を見守り、応援していく地域の協力なくしてはできません。この件に関しては議員の皆様にも御理解をいただき、子どもの応援団としてこの事業を支えていただきますようお願いしたいというふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 私は、保健こども課、誰一人取り残さない、困った子どもたちを助けるということを願っているのです。よろしくお願ひします。周知に関しましてもあまり表沙汰にしたくないと思っていることも分かります。

私は、朝から木葉の交差点で旗持ちをさせていただいております。子どもたちを見守ってきました。元気よく登校してくれて、あいさつもすっかり「おはようございます」私に対して返してくれる子、返さない子と様々ですが、学校に無事通えているだけで幸せだと今、感じております。学校に行きたくても行けない子どももいると思うと、私も心から辛くなります。何とかしてやり

たいと思っています。でも私にできることは、玉東町役場保健こども課があるから是非相談に行ってください、絶対あなたたちを助けてくれるということは伝えていきたいと思っています。

ではちょっと一つですね、朝食の提供のところで再度お尋ねしたいと思います。

子ども食堂が全国的に事業展開されていることをマスコミなどで報じられています。子ども食堂は夕食の提供が一般的で、誰かと一緒に食事ができる。無料または安いお金で食事ができる。地域とのつながりができるなどが目的であると思います。その中で朝食の提供をするということは、あまりほかの地域の例のない事業だと私は思いますが、先駆けて開始された理由や思いをいま一度改めてお聞きしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 2番、功刀議員の質問にお答えいたします。

この朝食の提供につきましては、町長の強い思い入れであります。先ほど答弁で申し上げましたが、朝食は一日のエネルギー源であり、特に成長期の子どもたちにとって欠かせないものです。しかし、経済的な事情や家庭環境の問題で、朝食を十分にとれない子どももいます。朝食を提供することで、栄養バランスのとれた食事を提供し、子どもの心身の健全な発育を支えたいという思いで開始しております。朝食をしっかりすることで、集中力や学習効率が向上することが研究で明らかにされています。朝食を提供することで、学校での学びの環境を整え、子どもの未来を応援したいという願いを込めています。

また、子どもと地域の人々が繋がる場でもあります。オレンジでおはよう食堂を実施し、町の食生活改善推進委員がサポートする体制の構築を図り、朝食を支援したいと思っています。朝食の提供をきっかけに地域の支援者が増え、子どもたちを見守る環境を期待します。地域全体で子どもを育てるという意識が高まることが、おはよう食堂の大きな目標の一つです。単なる食事の提供にとどまらず、子どもたちの未来を見守り、支えたいという強い思いを込めています。それは子ども一人一人が笑顔で健康で、自分らしく生きていける社会を目指す小さな一歩といえると思います。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 朝食支援について、強い思いがあることが伝わりました。なかなかできる自治体は少ないと思いますが、オレンジで朝食支援をやっていただき、食事は身体だけでなく心にも影響を与え、安心感や子どもたちの心理的な安定にもつながっていくんだと感じさせていただきました。

再度お尋ねします。若葉会のほうに委託され、職員の方々はしっかりとした資格を持った方々がおられて安心なんです、その子その子に合った支援をなされているからと思います。学習の支援の部分で、学校には行けないけど勉強はやりたいんだと思っている子もいるかと思います。小学1年生から18歳までの子が対象で、中学生や高校生もオレンジの支援が必要になったときは、学校の先生方も資格を持っている方も必要になってくるのではと思うところなんです、そのところはどうか考えられますか、お願いします。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、小島隆一君。

○保健こども課長（小島隆一君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

児童育成支援拠点事業、オレンジで行う学習支援は、家庭で学習時間が確保できないことや、家庭での学習サポートができない場合に、宿題の見守りや学習習慣を身に付けるために行うものです。したがって、学校のような学びを保障する場ではありません。しかし、国のガイドラインでは、学校への行きづらさを感じる子どもも対象となっています。もしそのような子どもがオレンジを活用することで学習の楽しさを感じ、また、学校へ行ってみようと、学校へ通うことの一步につながるサポートができることを切に願っています。そのようなサポートを行うために事業としては、必要に応じて教員資格を持った支援員を配置することも今後考えを持たれています。子どもたちの頑張りがしっかりと家庭、学校からも認めてもらえるような体制づくりを行ってきたいと考えています。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） オレンジは本当に第三の居場所、本当に困ったとき、困った子たちが通える場所、話を聞いてほしい、朝起きられなくて御飯が進まない、チャレンジしたいけどどうしていいかわからない、勉強がわからないどうしたらいい、特に理由はないけどなんだか不安、様々な悩み、小さな悩みも解決に導いていただき学校に帰っていけるようになることを期待したいと思います。

最後に、学校や教職員方なのですが、学校や教育委員会との連携について、再度教育長にお尋ねしたいと思います。

保健こども課長から、教育委員会と小学校では説明会を終え、教育機関との連携をしっかりと図っていくとの答弁がありました。当町においても学校に行きづらさを感じている子どもも話を聞いたりしています。課題を抱えた子どもに対しまして、教育委員会としてオレンジの活用をどう捉えておられますか。教育長、よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 先ほどは失礼しました。先ほど申し上げたとおりなんですけれども、教育委員会では、毎月第3水曜日の午前9時半から校長会を開催しております。この校長会には、各小中学校の校長先生、教育委員会2名の課長補佐、教育委員会の事務局と指導主事、それから私が出席をします。この会議にオレンジの職員の方へ出席していただき、子どもに対する指導の仕方、あるいは接し方あたりが、学校と教育委員会とオレンジのほうで齟齬（そご）がないように、しっかりと連携を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

今、教育長のほうから、しっかりと連携を図っていきたいということを受けました。そして、今日ですね、ずっと朝からこの私の質問に対して、前田議員としっかりとこういうことがあるんだ、こうだというのをずっとさっきのほうまで話しておりました。前田議員もしっかりとこの

ことについて興味があられるというところで、ちょっとどうしてもというところで、一つだけ再度お聞きしたいと思います。

この居場所のことでなんですけれども、これはやっぱり学校に行きたくても行けないんだ、居場所でもここに行きたい、認定をもらえればここに行きたい、特に小学生はまだしも中学生の子たちもおられるようになっていくんじゃないかなと思う中で、中学生は高校に上がるという進路のときに悩みを抱えてしまった、でもここに行ったときは、これはここの居場所というのは、学校に行った出席扱いに当たるのか当たらないのかというところ、それとも今はそうじゃなくても将来はそういうふうになっていくことを考えておられるのか、そのところをもう一つだけ教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 先ほど小島課長のほうから申し上げていました。オレンジは学びを保障する場所ではないと、そこが学校とオレンジの大きな違いではないかなと思います。ただし、オレンジの活動内容を精査していく中で、もし効果がでるようなことがあれば、出席扱いも考えられるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

まだ始めたばかりな支援ということでありますが、これからですね、しっかりとそういう形に持っていけたら、我々保護者としても一番安心なのかなというふうに考えます。

最後ちょっとまとめていきたいと思えます。本日ここに児童育成支援拠点事業に対し御質問させていただき、熱い思いを聞かせていただきありがとうございます。悩みを抱える子どもたちにとって重要な役割を果たすと思えます。この事業をとおして豊かな人間関係を築く機会を得て、様々な教育支援を受けることで、子どもたちが自らの可能性を最大限に引き出せる環境が整えられていると思えます。特に困難を抱える家庭の子どもたちにとって、この支援は希望の光となり、将来の道筋を照らす大切な存在です。また、育成支援拠点で働くオレンジのスタッフの皆様に、貢献的な取り組みに心から敬意を表し、彼らの努力によって、子どもたちが身心ともに成長し、学び、そして自ら夢を追い求める姿を見られることを願っています。このような素晴らしい取り組みを支えるために、私も地域の一員としてさらなる関心を寄せ、何らかの形で協力していきたいと思えます。

最後になりますが、児童育成支援拠点事業の存在に感謝し、今後ともその発展と成功を願い、子どもたちが夢描き成長していく姿を支えるために、私たちにできることは何かを常に考え続けていきたいと思えます。

この質問を終わります。ありがとうございます。

では次に入ります。児童生徒の災害における休校措置についてになります。

前回9月議会において、台風により休校の問題が出ておりました。私はPTA活動に力をかなり入れて今もやっておりますが、子どもたちのために何をしてやり楽しませるか、安心安全な学校、特に保護者として頑張っています。前回台風で休校にならなかったこともだいぶ保護者か

ら言われ、聞かれました。今回すぐに今後の対応について協議させていただき、休校の判断基準等も設けていただきました。台風であれば、熊本地方が暴風雨域に入る見込み、大雨であれば50ミリの降水量を超えたとき、地震であれば震度4を超えたとき、通知方法もですね、前日のだったかな、午前6時までには一斉メールで通知するということの答えをいただきました。これから私はこの休校の判断基準については、しっかりと保護者たちに伝えていきたいと思っております。

これから先も子どもたちにしっかり寄り添っていただき、教育の質の向上、学校内の安全対策に、いじめ防止策に学校と保護者のコミュニケーションの円滑化を図るため、定期的な情報提供や意見交換の場を設けていただきたいと思いますと考えております。学校と地域の繋がりを強化するため、活動にも力を入れていただきますようお願い申し上げます。

それと最後になりますが、子どもの保護者からのアンケートだったりとか、そういうのがいろいろされていて分かるんですけども、直接子どもたちと話していただく、そういう場もこれからしっかりと持っていただいて、子どもたちの意見を聞く中で、またさらなる新しい事業支援のほうがこれからますますできていくんじゃないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

これで終わります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君の質問を終わります。

これですべての一般質問を終わります。

日程第4 休会の件

○議長（松尾純久君） 日程第4、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日12月12日は議案調査のため休会にしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、明日12月12日は休会とすることに決定しました。

お諮りします。本日の会議はこれで散会にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本日は散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

明後日は午前10時に開会します。

起立、お疲れさまでした。

散会 午後2時50分